

別添－2

農業土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

平成 17 年 2 月 14 日設計第 694 号

(積算基準日 令和 2 年 2 月 1 日以降適用)

北海道農政部

新 旧 対 照 表

1 総則

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 節 総 則.....</p> <p>1-1-1 適 用.....</p> <p>1-1-2 用語の定義.....</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等.....</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-56 病害虫の感染予防対策.....</p> <p>1-1-57 口蹄疫等侵入防止対策.....</p> <p>1-1-58 三者技術検討会の対象となる請負工事.....</p> <p>1-1-59 土木工事における受発注者の業務効率化の実施（工事書類減量化）...</p> <p>1-1-60 <u>ワンデーレスポンス</u>.....</p> <hr/> <p>第 2 節 試行関係.....</p> <p><u>1-2-1 遠隔地からの建設資材調達に係る試行について</u>.....</p> <p><u>1-2-2 地域外からの労務者確保に要する試行について</u>.....</p> <p><u>1-2-3 施工箇所が点在する工事の試行について</u>.....</p> <p><u>1-2-4 面工事の積算方法等に関する試行について</u>.....</p> <p><u>1-2-5 工事における週休 2 日の取得に要する試行について</u>.....</p> <p><u>1-2-6 熱中症対策に関する試行について</u>.....</p> <p><u>1-2-7 女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について</u>.....</p> <p>別添-1 工事標識および起終点杭・竣功杭の設置方法.....</p> <p>別添-2 請負工事社内検査実施結果一覧表.....</p> <p>別添-3 工事施工協議簿.....</p> <p>別添-4 排ガス対策型建設機械を使用できない理由書.....</p> <p>別添-5 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書.....</p> <p>別添-6 特定外来生物（植物）について.....</p> <p>別添-7 特定外来生物防除従事者証交付願.....</p> <p>別添-8 特定外来生物防除従事者証.....</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 節 総 則.....</p> <p>1-1-1 適 用.....</p> <p>1-1-2 用語の定義.....</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等.....</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-56 病害虫の感染予防対策.....</p> <p>1-1-57 口蹄疫等侵入防止対策.....</p> <p>1-1-58 三者技術検討会の対象となる請負工事.....</p> <p>1-1-59 土木工事における受発注者の業務効率化の実施（工事書類減量化）...</p> <p>1-1-60 <u>地域外からの労務者確保について</u>.....</p> <p><u>1-1-61 ワンデーレスポンス</u>.....</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>別添-1 工事標識および起終点杭・竣功杭の設置方法.....</p> <p>別添-2 請負工事社内検査実施結果一覧表.....</p> <p>別添-3 工事施工協議簿.....</p> <p>別添-4 排ガス対策型建設機械を使用できない理由書.....</p> <p>別添-5 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書.....</p> <p>別添-6 特定外来生物（植物）について.....</p> <p>別添-7 特定外来生物防除従事者証交付願.....</p> <p>別添-8 特定外来生物防除従事者証.....</p>	<p>字句の改正 字句の削除 字句の追加</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 総 則 【省略】</p> <p>1-1-7 コリNZへの登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリNZ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリNZから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き 10 日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）」等の変更）時は変更があった日から閉庁日を除き 10 日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 <u>「登録内容確認書」は、コリNZ登録時に工事監督員にメール送信される。</u> <u>なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（閉庁日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリNZから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u>なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。 【省略】</p>	<p>第1節 総 則 【省略】</p> <p>1-1-7 コリNZへの登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリNZ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事实績情報を「登録のための確認のお願い」により工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き 10 日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）」の変更）時は変更があった日から閉庁日を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、閉庁日を除き 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 <u>「登録のための確認のお願い」については、工事監督員が記名・押印した原本を受注者が保管し、複製を発注者が保管するものとする。</u> <u>また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに工事監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</u>なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。 【省略】</p>	<p>字句の改正および追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-21 建設副産物</p> <p>1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>10 産業廃棄物の一時保管については、次のとおりとする。</p> <p><u>（1）産業廃棄物の搬出方法については、下記の事項を当該箇所（ほ場・路線）ごとに施工計画書に記載する。</u></p> <p><u>ア 撤去した作工物等を一時保管あるいは、当日中に最終処分場又は再資源化施設に搬出するか。</u></p> <p><u>イ 工事現場内又は工事現場近隣の土地に一時保管を行うのか。</u></p> <p><u>※一時保管を行う場合は次の事項について記載する。</u></p> <p><u>（※一時保管とは、廃棄物が搬出、積み替え又は処理されるまでの間の一時的な保管を言う。）</u></p> <p><u>① 住所、地目、土地所有者名、一時保管場所を図面に表示</u></p> <p><u>② 具体的な一時保管の方法</u></p> <p><u>記載する事項については、冊子「廃棄物処理法の概要（北海道環境生活部）」の「産業廃棄物の保管とはの保管基準のポイント」を参考とし、各工事現場の状況を勘案して記載する</u></p> <p><u>（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kai setu menu. htm）</u></p> <p><u>（2）新たに産業廃棄物処理が発生した場合や、工期中予期しない産業廃棄物が発生した場合は、変更施工計画書に（1）の事項を記載する。</u></p> <p><u>（3）工事旬報に撤去工及び運搬工を記載する際は、当該箇所（ほ場・路線）の番号等を併記する。</u></p> <p><u>（4）工事成果品として提出する工事写真帳のうち、産業廃棄物一時保管状況写真の分類は「その他（公害、環境、補償等）」として管理・整理する。（整理条件は代表箇所1枚）</u></p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-21 建設副産物</p> <p>1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;"><u>〔追加〕</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-31 工事中の安全確保</p> <p>1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 29 年 3 月）、土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通知、平成 21 年 3 月 30 日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、及び JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>【省略】</p> <p>12 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成 30 年 7 月改正法律第 78 号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p><u>21 受注者は、地上・地下の既設公共施設の被害防止について、工事着手前に既設公共施設（電気、通信、水道等）の確認を行い、有る無しに関わらず、速やかに施設管理者と協議し、施設に影響が予測される場合は、施設管理者の指示を受け、その必要な保安処置を施さなければならない。なお、NTT 通信設備に関しては協議後に工事標識に協議済シールを貼ること。</u></p> <p><u>また、施工計画書には、施設管理者との協議、指示内容及び保安処置について、具体的に記載し、工事監督員に提出することとし、事故防止のため保安処置を講じた後でなければ、工事に着手してはならない。</u></p> <p><u>22 地下埋設物の確認に関する様式は北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので、参考とすること。</u></p> <p><u>(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/mn-koji/sekkei-hp/sek-top.htm)</u></p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-31 工事中の安全確保</p> <p>1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 29 年 3 月）、土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通知、平成 21 年 3 月 30 日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、及び JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>【省略】</p> <p>12 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成 18 年 6 月改正法律第 50 号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;"><u>[追加]</u></p> <p style="text-align: center;"><u>[追加]</u></p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-35 環境対策</p> <p>1 受注者は、工事における環境負荷の低減のため、施工計画及び工事の実施の各段階において十分検討し、次の項目に配慮し周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>4 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1に示す建設機械を使用する場合は表1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>(2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号、最終改正平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）」第16条第1項第2号、若しくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」若しくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-35 環境対策</p> <p>1 受注者は、工事における環境負荷の低減のため、施工計画及び工事の実施の各段階において十分検討し、次の項目に配慮し周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>4 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1に示す建設機械を使用する場合は表1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>(2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号、最終改正平成22年3月18日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）」第16条第1項第2号、若しくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」若しくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																
<p style="text-align: center;">表1 排出ガス対策型機械（一般）</p> <table border="1" data-bbox="255 264 1207 951"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、<u>アースオーガ</u>、<u>オールケーシング掘削機</u>、<u>リバースサーキュレーションドリル</u>、<u>アースドリル</u>、<u>地下連続壁施工機</u>、<u>全回転オールケーシング掘削機</u>） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン _____ _____ _____ ・不整地運搬車 </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2 排出ガス対策型機械（トンネル）</p> <table border="1" data-bbox="255 1026 1207 1304"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW ~260kW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている 大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車 の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、 <u>アースオーガ</u> 、 <u>オールケーシング掘削機</u> 、 <u>リバースサーキュレーションドリル</u> 、 <u>アースドリル</u> 、 <u>地下連続壁施工機</u> 、 <u>全回転オールケーシング掘削機</u> ） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン _____ _____ _____ ・不整地運搬車	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW以上 260kW 以下 ）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW ~260kW ）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている 大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車 の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p style="text-align: center;">表1 排出ガス対策型機械（一般）</p> <table border="1" data-bbox="1507 264 2460 951"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、<u>杭打ち用ウォータージェット</u>、<u>アースオーガ</u>、<u>オールケーシング掘削機</u>、<u>リバースサーキュレーションドリル</u>、<u>アースドリル</u>、<u>地下連続壁施工機</u>、<u>全回転オールケーシング掘削機</u>） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン、<u>クローラクレーン</u>、<u>ラフテレーンクレーン</u> ・<u>アスファルトフィニッシャー</u> ・<u>モーターグレーダ</u> ・不整地運搬車 </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2 排出ガス対策型機械（トンネル）</p> <table border="1" data-bbox="1507 1026 2460 1304"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている 自動車 の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、 <u>杭打ち用ウォータージェット</u> 、 <u>アースオーガ</u> 、 <u>オールケーシング掘削機</u> 、 <u>リバースサーキュレーションドリル</u> 、 <u>アースドリル</u> 、 <u>地下連続壁施工機</u> 、 <u>全回転オールケーシング掘削機</u> ） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン、 <u>クローラクレーン</u> 、 <u>ラフテレーンクレーン</u> ・ <u>アスファルトフィニッシャー</u> ・ <u>モーターグレーダ</u> ・不整地運搬車	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW以上 260kW 以下 ）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下 ）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている 自動車 の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p>表内、字句の削除</p> <p>表内、字句の改正及び追加</p>
機 種	備 考																	
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、 <u>アースオーガ</u> 、 <u>オールケーシング掘削機</u> 、 <u>リバースサーキュレーションドリル</u> 、 <u>アースドリル</u> 、 <u>地下連続壁施工機</u> 、 <u>全回転オールケーシング掘削機</u> ） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン _____ _____ _____ ・不整地運搬車	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW以上 260kW 以下 ）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	
機 種	備 考																	
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW ~260kW ）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている 大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車 の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	
機 種	備 考																	
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、 <u>杭打ち用ウォータージェット</u> 、 <u>アースオーガ</u> 、 <u>オールケーシング掘削機</u> 、 <u>リバースサーキュレーションドリル</u> 、 <u>アースドリル</u> 、 <u>地下連続壁施工機</u> 、 <u>全回転オールケーシング掘削機</u> ） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン、 <u>クローラクレーン</u> 、 <u>ラフテレーンクレーン</u> ・ <u>アスファルトフィニッシャー</u> ・ <u>モーターグレーダ</u> ・不整地運搬車	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW以上 260kW 以下 ）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	
機 種	備 考																	
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下 ）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている 自動車 の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-37 交通安全管理</p> <p>1. 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは、汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 27 条によって処置するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正政令第 187 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。又、道路交通法施行令（<u>平成 30 年 1 月 4 日改正 政令第 1 号</u>）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（<u>平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号</u>）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-37 交通安全管理</p> <p>1. 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは、汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 27 条によって処置するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正政令第 187 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。又、道路交通法施行令（<u>平成 28 年 7 月 15 日改正 政令第 258 号</u>）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（<u>平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号</u>）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>1-1-38 諸法令の遵守</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用については受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 74 号)</p> <p>(2) 建設業法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 45 号)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(4) 労働基準法 (<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号</u>)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 78 号</u>)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 41 号)</p> <p>(7) じん肺法 (<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号</u>)</p> <p>(8) 雇用保険法 (<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号</u>)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (<u>平成 30 年 5 月改正 法律第 31 号</u>)</p> <p>(10) 健康保険法 (<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 79 号</u>)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (<u>平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号</u>)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号</u>)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 89 号</u>)</p> <p>(14) 道路法 (<u>平成 30 年 3 月改正 法律第 6 号</u>)</p> <p>(15) 道路交通法 (<u>平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号</u>)</p>	<p>1-1-38 諸法令の遵守</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用については受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 74 号)</p> <p>(2) 建設業法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(4) 労働基準法 (<u>平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号</u>)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (<u>平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号</u>)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)</p> <p>(7) じん肺法 (<u>平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号</u>)</p> <p>(8) 雇用保険法 (<u>平成 28 年 6 月改正 法律第 63 号</u>)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (<u>平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号</u>)</p> <p>(10) 健康保険法 (<u>平成 29 年 6 月改正 法律第 52 号</u>)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (<u>平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号</u>)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (<u>平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号</u>)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (<u>平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号</u>)</p> <p>(14) 道路法 (<u>平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号</u>)</p> <p>(15) 道路交通法 (<u>平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号</u>)</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
(16) 道路運送法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(16) 道路運送法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	
(17) 道路運送車両法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 40 号)	(17) 道路運送車両法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 86 号)	字句の改正
(18) 砂防法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)	(18) 砂防法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)	
(19) 地すべり等防止法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 45 号)	(19) 地すべり等防止法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	字句の改正
(20) 河川法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(20) 河川法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)	〃
(21) 海岸法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(21) 海岸法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	〃
(22) 港湾法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号)	(22) 港湾法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 45 号)	〃
(23) 港則法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号)	(23) 港則法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	〃
(24) 漁港漁場整備法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(24) 漁港漁場整備法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(25) 下水道法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)	(25) 下水道法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)	
(26) 航空法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(26) 航空法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)	字句の改正
(27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	(27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	
(28) 軌道法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(28) 軌道法 (平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号)	字句の改正
(29) 森林法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 35 号)	(29) 森林法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)	〃
(30) 環境基本法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号)	(30) 環境基本法 (平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号)	〃
(31) 火薬類取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(31) 火薬類取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	
(32) 大気汚染防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(32) 大気汚染防止法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 41 号)	字句の改正
(33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(34) 水質汚濁防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(34) 水質汚濁防止法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)	字句の改正
(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成 29 年 6 月改正 法律第 61 号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成 27 年 7 月改正 法律第 58 号)	字句の改正
(38) 文化財保護法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 42 号)	(38) 文化財保護法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	〃
(39) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(39) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	
(40) 電気事業法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	(40) 電気事業法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 59 号)	字句の改正
(41) 消防法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	(41) 消防法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	〃
(42) 測量法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	(42) 測量法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)	〃
(43) 建築基準法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	(43) 建築基準法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 72 号)	〃
(44) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(44) 都市公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	〃
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)	〃
(46) 土壌汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(46) 土壌汚染対策法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	〃
(47) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(47) 駐車場法 (平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号)	〃
(48) 海上交通安全法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	(48) 海上交通安全法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	
(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 73 号)	字句の改正
(51) 船員法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	(51) 船員法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	〃
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	〃

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
(53) 船舶安全法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	(53) 船舶安全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	字句の改正
(54) 自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(54) 自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(55) 自然公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(55) 自然公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	
(58) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	(58) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	
(59) 技術士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(59) 技術士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(60) 漁業法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 75 号)	(60) 漁業法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)	字句の改正
(61) 空港法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)	(61) 空港法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)	
(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(63) 厚生年金保険法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	(63) 厚生年金保険法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	字句の改正
(64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	(64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	
(67) 職業安定法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 91 号)	(67) 職業安定法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)	字句の改正
(68) 所得税法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	(68) 所得税法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号)	”
(69) 水産資源保護法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号)	(69) 水産資源保護法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号)	
(70) 船員保険法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 52 号)	(70) 船員保険法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 52 号)	
(71) 著作権法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号)	(71) 著作権法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)	字句の改正
(72) 電波法 (平成 30 年 5 月改正 法律第 24 号)	(72) 電波法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)	”
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号)	字句の改正
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)	
(75) 農薬取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号)	(75) 農薬取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	字句の改正
(76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)	(76) 毒物及び劇物取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	”
(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	”
(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 56 号)	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 56 号)	
(79) 警備業法 (平成 30 年 5 月改正 法律第 33 号)	(79) 警備業法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)	字句の改正
(80) 水路業務法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(80) 水路業務法 (平成 19 年 6 月改正 法律第 77 号)	”
(81) 地方税法 (平成 30 年 3 月改正 法律第 3 号)	(81) 地方税法 (平成 29 年 12 月改正 法律第 84 号)	”
(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	”
(83) 土地収用法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(83) 土地収用法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	
(84) 民法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号)	(84) 民法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 44 号)	字句の改正
(85) 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	(85) 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	”
(86) 都市計画法 (平成 30 年 4 月改正 法律第 22 号)	(86) 都市計画法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	”
(87) 電気通信事業法 (平成 30 年 5 月改正 法律第 24 号)	(87) 電気通信事業法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	”
【省略】	【省略】	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-39 官公庁への手続き等</p> <p>1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 受注者は、諸手続きにかかる許可、承諾等を得たときは、<u>その書面を</u>工事監督員に<u>提示</u>しなければならない。<u>なお、工事監督員から請求があった場合は、写しを提出するものとする。</u></p> <p><u>※関係官公庁等への届出等の実施にあたっては、工事監督員への事前の報告は不要。</u></p> <p>4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合は、これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、工事監督員<u>と協議</u>しなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p> <p>7 受注者は、関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、工事監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時工事監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-39 官公庁への手続き等</p> <p>1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。<u>ただし、これにより難しい場合は工事監督員の指示を受けなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、<u>その内容を記載した文書により事前に工事監督員に報告しなければならない。</u></p> <p>4 受注者は、諸手続きにかかる許可、承諾等を得たときは、<u>その写しを</u>工事監督員に<u>提出</u>しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>5 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合は、これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、工事監督員に<u>報告、指示を受け</u>なければならない。</p> <p>6 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>7 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p> <p>8 受注者は、関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、工事監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>9 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時工事監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の改正、追加</p> <p>字句の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>〃</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-42 提出書類</p> <p>1 受注者は、提出書類を建設工事事務取扱標準様式又、施工管理及び品質管理の様式については、農政部農業土木工事施工管理基準『V施工管理記録様式』及び、農政部施設機械工事等施工管理基準第3編『施工管理記録様式』に基づいて、工事監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、工事監督員の指示によるものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>3 電子納品に関する基本事項</p> <p>(1) 電子化の範囲については、工事監督員と協議のうえ、決定しなければならない。</p> <p>(2) 成果品は、「工事完成図書の電子納品要領（案）」（農林水産省農村振興局、<u>平成 31 年 3 月（令和 元年 6 月正誤表対応版）</u>）：（以下、「要領」という。）に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で正副2部提出する。</p> <p>「手引き」及び「要領」に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「手引き」及び「要領」の解釈に疑義がある場合は工事監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子化の困難な資料及び施工計画書等の押印された書類については、紙による成果品を1部納品する。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-44 特許権等</p> <p>1 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（<u>平成 30 年 7 月 13 日改正法律第 72 号</u>、第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-42 提出書類</p> <p>1 受注者は、提出書類を建設工事事務取扱標準様式又、施工管理及び品質管理の様式については、農政部農業土木工事施工管理基準『V施工管理記録様式』及び、農政部施設機械工事等施工管理基準第3編『施工管理記録様式』に基づいて、工事監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、工事監督員の指示によるものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>3 電子納品に関する基本事項</p> <p>(1) 電子化の範囲については、工事監督員と協議のうえ、決定しなければならない。</p> <p>(2) 成果品は、「工事完成図書の電子納品要領（案）」（農林水産省農村振興局、<u>平成 23 年 3 月（平成 25 年 3 月正誤表対応版）</u>）：（以下、「要領」という。）に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で正副2部提出する。</p> <p>「手引き」及び「要領」に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「手引き」及び「要領」の解釈に疑義がある場合は工事監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子化の困難な資料及び施工計画書等の押印された書類については、紙による成果品を1部納品する。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-44 特許権等</p> <p>1 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（<u>平成 22 年 12 月 3 日改正法律第 65 号</u>、第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>[削除]</p>	<p>1-1-60 地域外からの労務者確保について</p> <p><u>1 「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では、適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することがあるので、工事監督員と協議すること。</u></p> <p><u>営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労務者確保に係るものに限る。）</u></p> <p><u>2 協議の結果、設計変更が必要と認められた場合は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、工事監督員に提出するものとする。ただし、当初より実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更を希望しない場合には、実施計画書（様式1）の提出は必要のないものとする。その場合、その後に実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更は行わない。</u></p> <p><u>(3) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明できる金額計算書など。）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</u></p> <p><u>(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</u></p> <p><u>(5) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名通知等の措置を行う場合がある。</u></p> <p><u>(7) 疑義が生じた場合は、工事監督員と協議するものとする。</u></p>	<p>字句の削除 仕様書の移設 (1-2-2へ)</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																					
<p style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></p>	<p>実績変更対象費に関する実施計画書</p> <p style="text-align: right;">様式 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">費目</th> <th style="width: 10%;">営繕費</th> <th style="width: 10%;">費用</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 10%;">計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">共通仮設費</td> <td rowspan="3"></td> <td>借上費</td> <td>現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿舎費</td> <td>労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労務者送迎費</td> <td>労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現場管理費</td> <td rowspan="3">労務管理費</td> <td>募集及び解散に要する費用</td> <td>労働者の単身赴任、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃金以外に食事、通勤等に要する費用</td> <td>労働者の食事補助、交通費の支給</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	営繕費	費用	内容	計上額	共通仮設費		借上費	現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用		宿舎費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用		労務者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			小計				現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の単身赴任、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当		賃金以外に食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給		小計			合計					<p>字句、表の削除</p>
費目	営繕費	費用	内容	計上額																																			
共通仮設費		借上費	現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用																																				
		宿舎費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用																																				
		労務者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）																																				
	小計																																						
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の単身赴任、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当																																				
		賃金以外に食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給																																				
		小計																																					
合計																																							
<p style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></p>	<p>実績変更対象費に関する変更実施計画書</p> <p style="text-align: right;">様式 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">費目</th> <th style="width: 10%;">営繕費</th> <th style="width: 10%;">費用</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 10%;">計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">共通仮設費</td> <td rowspan="3"></td> <td>借上費</td> <td>現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿舎費</td> <td>労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労務者送迎費</td> <td>労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現場管理費</td> <td rowspan="3">労務管理費</td> <td>募集及び解散に要する費用</td> <td>労働者の単身赴任、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃金以外に食事、通勤等に要する費用</td> <td>労働者の食事補助、交通費の支給</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	営繕費	費用	内容	計上額	共通仮設費		借上費	現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用		宿舎費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用		労務者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			小計				現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の単身赴任、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当		賃金以外に食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給		小計			合計					<p>字句、表の削除</p>
費目	営繕費	費用	内容	計上額																																			
共通仮設費		借上費	現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用																																				
		宿舎費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用																																				
		労務者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）																																				
	小計																																						
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の単身赴任、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当																																				
		賃金以外に食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給																																				
		小計																																					
合計																																							
<p style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></p> <p>1-1-60 ワンデーレスポンス</p> <p>受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合には、監督職員への質問、指示依頼と併せて、作業内容や工程等を検討して、いつまでに回答が必要かを、速やかに<u>工事施工協議簿若しくは電子メール文</u>にて監督職員へ報告すること。</p> <p>また、効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施することがある。</p>	<p>※ 様式については、北海道農政事業調整課のホームページに公表されているので、参考にすること。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nm-koji/sekkei-hp/H24hoseiyosansikkousi.kou.htm</p> <p>1-1-61 ワンデーレスポンス</p> <p>受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合には、監督職員への質問、指示依頼と併せて、作業内容や工程等を検討して、いつまでに回答が必要かを、速やかに<u>文書</u>にて監督職員へ報告すること。</p> <p>また、効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施することがある。</p>	<p>字句の削除</p> <p>番号の改正</p> <p>字句の改正</p>																																					

改 正	現 行	備 考
<p>第2節 試行関係</p> <p>1-2-1 遠隔地からの建設資材調達に係る試行について</p> <p>1 <u>本試行は地域内から調達している砂利等の建設資材について、遠隔地から調達せざるを得ない場合の輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うものである。</u></p> <p>2 <u>設計変更の対象となる項目は、通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材（生コンクリート、アスファルト合材、石材等）の購入、輸送費等の調達に要する費用、建設機械の調達に要する費用、通常、特定の所在地から調達する仮設材（鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等）の輸送費等の調達に要する費用及び器資材（橋梁ベント、橋梁架設用タワー等）。</u> <u>なお、ここでいう「地域」及び「所在地」とは、各（総合）振興局にて通常の工事積算で使用している基準とする。</u></p> <p>3 <u>遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について</u> <u>（1）受注者は、当初契約締結後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に工事監督員と協議するものとする。</u> <u>（2）事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</u></p> <p>1-2-2 地域外からの労務者確保に要する試行について</p> <p>1 <u>本試行は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では、適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行うものである。</u></p> <p>2 <u>設計変更の対象となる実績変更対象費は以下のとおり。</u> <u>営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費</u> <u>労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</u></p> <p>3 <u>地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について</u> <u>（1）発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。</u> <u>（2）受注者は、当初契約締結後、前条により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、工事監督員に提出するものとする。</u> <u>ただし、当初より実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更を希望しない場合には、実施計画書（様式1）の提出は必要のないものとする。その場合、その後に実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更は行わない。</u></p>	<p><u>〔追加〕</u></p> <p><u>〔追加〕</u></p> <p><u>〔追加〕</u></p>	<p>字句の追加 仕様書の新設</p> <p>仕様書の移設 (1-1-60より)</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p><u>(3) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明できる金額計算書など。）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</u></p> <p><u>(4) 受注者は、最終精算変更時点に実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、変更実施計画書（様式2）及び証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、変更実施計画書（様式2）及び証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。</u></p> <p><u>(6) 疑義が生じた場合は、工事監督員と協議するものとする。</u></p>		
<p><u>1-2-3 施工箇所が点在する工事の試行について</u></p> <p><u>1 本試行は施工箇所が点在する工事について、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生することを踏まえ、施工箇所の点在範囲が1 kmを超えるごとに共通仮設費及び現場管理費の補正を行うものである。</u></p> <p><u>2 「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事となることがあり、対象となった場合は別途工事監督員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うものとする。</u></p> <p><u>調査票は、工事終了後速やかに工事監督員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約等を提示するものとする。</u></p>	<p><u>[追加]</u></p>	<p>仕様書の新設</p>
<p><u>1-2-4 面工事の積算方法等に関する試行について</u></p> <p><u>1 本試行は工種区分「ほ場整備工事」または「農用地造成工事」の運搬費に係る共通仮設費率の補正を行うものである。</u></p> <p><u>2 「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事となることがあり、対象となった場合は別途工事監督員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うものとする。</u></p> <p><u>調査票は、工事終了後速やかに工事監督員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約等を提示するものとする。</u></p>	<p><u>[追加]</u></p>	<p>仕様書の新設</p>

改 正	現 行	備 考
<p>1-2-5 工事における週休2日の取得に要する試行について</p> <p>1 本試行は休日確保できる環境整備を推進するため、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行うものである。</p> <p>2 週休2日とは、対象期間^{※1}を通じた現場閉所^{※2}の日数が、4週8休以上^{※3}となることをいう。</p> <p>※1：対象期間とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。</p> <p>なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>※2：現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視等、現場管理上必要な作業は含まない。</p> <p>※3：4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3 工事における週休2日の取得に要する費用の設計変更について</p> <p>(1) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、工事着手前に週休2日の実施計画書^{※4}を作成し工事監督員へ提出すること。</p> <p>(2) 試行工事の対象となる工事期間は、工事の始期から工事の完成日まで（工事の中止期間^{※5}や余裕ある工期期間は除く。）とし、その期間内に週休2日の履行（または実施予定）を確認すること。</p> <p>(3) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に工事監督員へ報告^{※6}すること。</p> <p>(4) 工事監督員は、受注者からの上記報告により週休2日の実施状況を確認^{※7}するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認を行うこと。</p> <p>※4：実施計画書は、別記様式1（休日等取得実績調書）計画欄によるものとする。</p> <p>※5：標準契約書第19条1及び2における工事の全部の施工を一時中止する場合をいう。</p> <p>※6：報告は、旬日毎に提出する工事旬報による。その提出は電子データまたは書面とする。ただし、工事旬報を電子データにより提出する場合には、別記様式1によることもできる。</p> <p>※7：報告を受けた工事旬報または別記様式1による。なお、必要に応じて行う受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認とは、工事旬報以外に日報、作業日誌及び安全日誌等による作業状態の確認のことをいう。</p> <p>(5) 週休2日を実施した工事は、現場閉所状況に応じた補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行うものとする。</p> <p>なお、市場単価等については、労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。</p> <p>① 4週8休以上 現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合</p>	<p>[追加]</p>	<p>仕様書の新設</p>

改 正	現 行	備 考
<p>② 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合</p> <p>③ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合</p> <p>（6）発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、各経費を補正し請負代金を変更する。 なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手時に受注者が週休2日の取り組みを希望しないものについては、変更の対象としない。</p> <p>4 留意事項について</p> <p>（1）受注者は、現場閉所日を計画的に設けることとする。ただし、現場の特性等に応じて、当初計画した現場閉所を振り替えるものとするほか、天候等により休工し、作業日を振り替えた場合においても現場閉所として認めるものとする。</p> <p>（2）週休2日の履行確認については、事務手続きの関係上、工事の完成日の20日前^{※8}まで実施状況^{※9}（または実施予定状況）を工事監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>（3）発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないものとする。</p> <p>（4）週休2日の実施を希望したが、実施に週休2日を履行することができない場合でも、その責は問わないものとする。</p> <p>※8：工事完成日の20日前が閉庁日の場合は、その前の開庁日とする。</p> <p>※9：実施状況（または実施予定状況）は、別記様式1実施欄によるものとする。</p> <p>5 週休2日工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>1-2-6 熱中症対策に関する試行について</p> <p>1 本試行は夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について現場管理費率を補正し設計変更を行うものである。</p> <p>2 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>（1）真夏日：日最高気温が30℃以上の日をいう。 ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。</p> <p>（2）工 期：工事の始期^{※1}から工事の終期^{※2}までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>※1：施工計画書が提出され、起工測量が開始される日 ※2：計測結果を工事完成日の20日前までに工事監督員に提出した日</p> <p>（3）真夏日率：以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{真夏日率} = \text{工期中の真夏日} \div \text{工期}$ </div> <p>3 熱中症対策に資する現場管理費率の設計変更について</p>	<p style="text-align: center;">〔追加〕</p>	<p>仕様書の新設</p>

改 正	現 行	備 考
<p><u>(1) 第1回打合せ時に熱中症対策に資する現場管理費率の補正の適用について、受発注間で協議するものとし、適用を希望した場合は、計測期間等を協議し、受注者は施工計画書へ気温の計測方法を記載するものとする。</u></p> <p><u>なお、適用を希望しない場合は、受注者は施工計画書へ気温の計測方法の記載は不要とし、設計変更は行わない。</u></p> <p><u>(2) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。</u></p> <p><u>ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、工事監督員へ計測結果を工事完了日の20日前までに提出することとし、工事監督員は計測方法及び計測結果を確認する。</u></p> <p><u>(4) 工事監督員は計測結果の資料をもとに、工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し、設計変更を行うものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 (1.2)}$ </div> <p>1-2-7 女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について</p> <p><u>1 本試行は女性の建設産業の入職促進や就労継続等に向けた現場環境(快適トイレ)の整備について、必要な費用の設計変更を行うものである。</u></p> <p><u>2 現場環境整備(快適トイレ)の使用について</u></p> <p><u>次の(1)の各項目を満たすこと。</u></p> <p><u>なお、(2)及び(3)については、装備していればより快適となるので設置について検討すること。</u></p> <p><u>(1) 快適トイレに求める標準仕様</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① 洋式便座</u> <u>② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)</u> <u>③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)</u> <u>④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)</u> <u>⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)</u> <u>⑥ 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場機能</u> <p><u>(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</u> <u>② 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)</u> <u>③ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)</u> <u>④ 鏡付きの洗面台</u> <u>⑤ 便座除菌シート等の衛生用品</u> 	<p style="text-align: center;"><u>[追加]</u></p>	<p>仕様書の新設</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p><u>(3) 推薦する仕様・付属品</u></p> <p>① <u>室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）</u></p> <p>② <u>擬音装置</u></p> <p>③ <u>フィッティングボード</u></p> <p>④ <u>フラッパー機能の多重化</u></p> <p>⑤ <u>窓などの室内温度の調整が可能な設備</u></p> <p>⑥ <u>小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）</u></p> <p><u>3 女性も働きやすい現場環境の整備を促進する費用の設計変更について</u></p> <p><u>(1) 第1回打合せ時に現場条件等を踏まえて快適トイレの設置について、受発注間で協議するものとし、設置を希望する場合は、施工計画書へ記載するものとする。</u></p> <p><u>(2) 受注者は快適トイレに係る証明書類（支払い書類等）の写しを工事完成日の20日前までに工事監督員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(3) 工事監督員は快適トイレに係る証明書類（支払い書類等）の確認を行い、必要に応じて設計変更を行う。</u></p> <p><u>4 留意事項について</u></p> <p><u>(1) 試行工事の対象は女性を配置する工事に限定するものではない。</u></p> <p><u>(2) 男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。（女性が現場にいない場合は、この限りではない。）</u></p> <p><u>(3) 具体的な実施内容や設置時期については、施工計画書を提出する時に工事監督員と協議し決定すること。</u></p> <p><u>(4) 設置に要する費用については、45,000円/基・月を上限に「積算上の差額^{※1}」を共通仮設費（営繕費積上分）に設計変更にて計上する。</u></p> <p><u>※1：実際にかかる費用から10,000円/基・月（従来品）を除いた額</u></p> <p><u>(5) 運搬・設置撤去費用、汚物処理費、水道・電力料金は共通仮設費の率に含まれるものとする。</u></p>		

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考						
<p>※ 関連通知文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-1 遠隔地からの建設資材調達に係る試行について ・ 1-2-2 地域外からの労務者確保に要する試行について 	<p><u>[追加]</u></p> <p><u>[追加]</u></p>	<p>字句の追加 字句、表の追加</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 331 1015 373">通 知 文</th> <th data-bbox="1015 331 1347 373">通 知 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 373 1015 468">平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について</td> <td data-bbox="1015 373 1347 468">H25.03.15 事調第 1253 号通知 H29.12.19 事調第 847 号改正</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 468 1015 602">平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について</td> <td data-bbox="1015 468 1347 602">H25.04.25 事調第 150 号通知 H29.12.19 事調第 848 号改正 R01.11.08 事調第 894 号改正</td> </tr> </tbody> </table>	通 知 文	通 知 日	平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について	H25.03.15 事調第 1253 号通知 H29.12.19 事調第 847 号改正	平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について	H25.04.25 事調第 150 号通知 H29.12.19 事調第 848 号改正 R01.11.08 事調第 894 号改正		
通 知 文	通 知 日							
平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について	H25.03.15 事調第 1253 号通知 H29.12.19 事調第 847 号改正							
平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について	H25.04.25 事調第 150 号通知 H29.12.19 事調第 848 号改正 R01.11.08 事調第 894 号改正							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-3 施工箇所が点在する工事の試行について <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 682 1015 724">通 知 文</th> <th data-bbox="1015 682 1347 724">通 知 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 724 1015 869">施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について</td> <td data-bbox="1015 724 1347 869">H25.04.08 事調第 60 号通知 H29.12.19 事調第 849 号改正 H30.12.21 事調第 889 号改正</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 869 1015 953">施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について</td> <td data-bbox="1015 869 1347 953">H25.04.08 事調第 61 号通知 H29.12.19 事調第 850 号改正</td> </tr> </tbody> </table>	通 知 文	通 知 日	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について	H25.04.08 事調第 60 号通知 H29.12.19 事調第 849 号改正 H30.12.21 事調第 889 号改正	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について	H25.04.08 事調第 61 号通知 H29.12.19 事調第 850 号改正	<p><u>[追加]</u></p>	<p>字句、表の追加</p>
通 知 文	通 知 日							
施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について	H25.04.08 事調第 60 号通知 H29.12.19 事調第 849 号改正 H30.12.21 事調第 889 号改正							
施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について	H25.04.08 事調第 61 号通知 H29.12.19 事調第 850 号改正							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-4 面工事の積算方法等に関する試行について <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 1039 1015 1081">通 知 文</th> <th data-bbox="1015 1039 1347 1081">通 知 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1081 1015 1123">面工事の積算方法等に関する試行について</td> <td data-bbox="1015 1081 1347 1123">H26.01.10 事調第 863 号通知</td> </tr> </tbody> </table>	通 知 文	通 知 日	面工事の積算方法等に関する試行について	H26.01.10 事調第 863 号通知	<p><u>[追加]</u></p>	<p>字句、表の追加</p>		
通 知 文	通 知 日							
面工事の積算方法等に関する試行について	H26.01.10 事調第 863 号通知							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-5 工事における週休 2 日の取得に要する試行について <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 1207 1015 1249">通 知 文</th> <th data-bbox="1015 1207 1347 1249">通 知 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1249 1015 1291">工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について</td> <td data-bbox="1015 1249 1347 1291">H30.10.12 事調第 676 号通知</td> </tr> </tbody> </table>	通 知 文	通 知 日	工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について	H30.10.12 事調第 676 号通知	<p><u>[追加]</u></p>	<p>字句、表の追加</p>		
通 知 文	通 知 日							
工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について	H30.10.12 事調第 676 号通知							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-6 熱中症対策に関する試行について <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 1375 1015 1417">通 知 文</th> <th data-bbox="1015 1375 1347 1417">通 知 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1417 1015 1459">熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について</td> <td data-bbox="1015 1417 1347 1459">R01.10.11 事調第 800 号通知</td> </tr> </tbody> </table>	通 知 文	通 知 日	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R01.10.11 事調第 800 号通知	<p><u>[追加]</u></p>	<p>字句、表の追加</p>		
通 知 文	通 知 日							
熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R01.10.11 事調第 800 号通知							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-7 女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 1543 1015 1585">通 知 文</th> <th data-bbox="1015 1543 1347 1585">通 知 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1585 1015 1627">女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について</td> <td data-bbox="1015 1585 1347 1627">R01.10.18 事調第 819 号通知</td> </tr> </tbody> </table>	通 知 文	通 知 日	女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について	R01.10.18 事調第 819 号通知	<p><u>[追加]</u></p>	<p>字句、表の追加</p>		
通 知 文	通 知 日							
女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について	R01.10.18 事調第 819 号通知							
<p>※ 試行関係に係る通知文・様式等については、北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので参考とすること。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nm-koji/sekkei-hp/sek-top.htm</p>	<p><u>[追加]</u></p>	<p>字句の追加</p>						

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																		
<p>別添－４ 排ガス対策型建設機械を使用できない理由書</p> <p style="text-align: center;">排ガス対策型建設機械を使用できない理由書</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>(工事監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">受注者名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工 事 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>機 械 名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">規 格</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">当該工事で使用できない理由</td> </tr> </table> <p>【省略】</p> <p>別添－７ 特定外来生物防除従事者証交付願</p> <p style="text-align: center;">特定外来生物防除従事者証交付願</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>(支出負担行為担当者) 様</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 氏名 印</p> <p>工事番号</p> <p>工 事 名</p> <p>上記工事の防除作業に下記の者を従事させますので従事者証について、次のとおり交付願います。 なお、当該作業が完了したときは、速やかに返納することを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 防除作業期間 _____年 月 日 から _____年 月 日</p> <p>2 特定外来生物の名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">従事者氏名</th> <th colspan="2">所 属</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>会社名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	工 事 名				現場代理人				機 械 名		規 格		当該工事で使用できない理由				No.	従事者氏名	所 属		備 考	会社名	住 所											<p>別添－４ 排ガス対策型建設機械を使用できない理由書</p> <p style="text-align: center;">排ガス対策型建設機械を使用できない理由書</p> <p style="text-align: right;">平成_____年 月 日</p> <p>(工事監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">受注者名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工 事 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>機 械 名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">規 格</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">当該工事で使用できない理由</td> </tr> </table> <p>【省略】</p> <p>別添－７ 特定外来生物防除従事者証交付願</p> <p style="text-align: center;">特定外来生物防除従事者証交付願</p> <p style="text-align: right;">平成_____年 月 日</p> <p>(支出負担行為担当者) 様</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 氏名 印</p> <p>工事番号</p> <p>工 事 名</p> <p>上記工事の防除作業に下記の者を従事させますので従事者証について、次のとおり交付願います。 なお、当該作業が完了したときは、速やかに返納することを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 防除作業期間 平成_____年 月 日 から 平成_____年 月 日</p> <p>2 特定外来生物の名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">従事者氏名</th> <th colspan="2">所 属</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>会社名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	工 事 名				現場代理人				機 械 名		規 格		当該工事で使用できない理由				No.	従事者氏名	所 属		備 考	会社名	住 所											<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>
工 事 名																																																																				
現場代理人																																																																				
機 械 名		規 格																																																																		
当該工事で使用できない理由																																																																				
No.	従事者氏名	所 属		備 考																																																																
		会社名	住 所																																																																	
工 事 名																																																																				
現場代理人																																																																				
機 械 名		規 格																																																																		
当該工事で使用できない理由																																																																				
No.	従事者氏名	所 属		備 考																																																																
		会社名	住 所																																																																	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>別添－8 特定外来生物防除従事者証 「特定外来生物の防除従事者証」 (表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第 号 特定外来生物防除従事者証</p> <p>住 所 会社名 氏 名</p> <p>上記の者は、特定外来生物の生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条第1項に基づく防除従事者であることを証明します。</p> <p>工事名 作業地域</p> <p>有効期限 自 ____ 年 月 日 至 ____ 年 月 日</p> <p>交付日 ____ 年 月 日</p> <p>交付者 印</p> <p>特定外来生物の名称</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;">(写 真)</div> </div> <p>【省略】</p>	<p>別添－8 特定外来生物防除従事者証 「特定外来生物の防除従事者証」 (表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第 号 特定外来生物防除従事者証</p> <p>住 所 会社名 氏 名</p> <p>上記の者は、特定外来生物の生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条第1項に基づく防除従事者であることを証明します。</p> <p>工事名 作業地域</p> <p>有効期限 自 平成 ____ 年 月 日 至 平成 ____ 年 月 日</p> <p>交付日 平成 ____ 年 月 日</p> <p>交付者 印</p> <p>特定外来生物の名称</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;">(写 真)</div> </div> <p>【省略】</p>	<p>字句の削除 ” ”</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

2 材料

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 品質 2-2-1 工事材料の品質</p> <p>1 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示する_____。なお、JIS規格品のうち、JISマーク表示が認証され、JISマーク表示がされている材料・製品等（以下「JISマーク表示品」という。）については、<u>工事監督員又は検査員の請求があった場合に、</u>JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に代えることとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 品質 2-2-1 工事材料の品質</p> <p>1 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示する<u>とともに、検査時に提出しなければならない。</u>なお、JIS規格品のうち、JISマーク表示が認証され、JISマーク表示がされている材料・製品等（以下「JISマーク表示品」という。）については_____JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に代えること<u>ができるが、工事監督員の確認を受けること。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正、追加および削除</p>

改 正	現 行	備 考																																																																																												
<p>第5節 骨 材</p> <p>2-5-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-5-3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>1 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-5-3-1、表2-5-3-2、表2-5-3-3の規格に適合するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>5 <u>路盤材に用いる鉄鋼スラグ</u>は、表2-5-3-7の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-5-3-7 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正CBR (%)</th> <th>一軸圧縮強さ (MPa)</th> <th>単位容積質量 (kg/L)</th> <th>呈色判定試験</th> <th>水浸膨張比 (%)</th> <th>エージング期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 呈色判定は、高炉除令スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 〔注2〕 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 〔注3〕 <u>エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。</u> 〔注4〕 <u>エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</u></p> <p>6 加熱アスファルト混合物、歴青安定処理(加熱混合)に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）は、表2-5-3-8の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-5-3-8 製鋼スラグの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>表乾比重 (g/cm³)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり減量 (%)</th> <th>水浸膨張比 (%)</th> <th>エージング期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CSS</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。 〔注2〕 <u>エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。</u></p> <p>【省略】</p>	呼び名	修正CBR (%)	一軸圧縮強さ (MPa)	単位容積質量 (kg/L)	呈色判定試験	水浸膨張比 (%)	エージング期間	MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)	エージング期間	CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヶ月以上	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上	<p>第5節 骨 材</p> <p>2-5-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-5-3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>1 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-5-3-1、表2-5-3-2、表2-5-3-3の規格に適合するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>5 <u>鉄鋼スラグの規格</u>は、表2-5-3-7の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-5-3-7 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正CBR (%)</th> <th>一軸圧縮強さ (MPa)</th> <th>単位容積質量 (kg/L)</th> <th>呈色判定試験</th> <th>水浸膨張比 (%)</th> <th>エージング期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 呈色判定は、高炉除令スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 〔注2〕 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>6 加熱アスファルト混合物、歴青安定処理(加熱混合)に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）は、表2-5-3-8の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-5-3-8 製鋼スラグの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>表乾比重 (g/cm³)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり減量 (%)</th> <th>水浸膨張比 (%)</th> <th>エージング期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CSS</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。 〔注2〕 <u>エージングとは高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質（遊離石灰）を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する</u> 〔注3〕 <u>水浸膨張比の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。</u></p> <p>【省略】</p>	呼び名	修正CBR (%)	一軸圧縮強さ (MPa)	単位容積質量 (kg/L)	呈色判定試験	水浸膨張比 (%)	エージング期間	MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)	エージング期間	CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヶ月以上	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p>
呼び名	修正CBR (%)	一軸圧縮強さ (MPa)	単位容積質量 (kg/L)	呈色判定試験	水浸膨張比 (%)	エージング期間																																																																																								
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																																																								
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																																																								
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																																																								
呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)	エージング期間																																																																																									
CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヶ月以上																																																																																									
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上																																																																																									
呼び名	修正CBR (%)	一軸圧縮強さ (MPa)	単位容積質量 (kg/L)	呈色判定試験	水浸膨張比 (%)	エージング期間																																																																																								
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																																																								
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																																																								
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																																																								
呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)	エージング期間																																																																																									
CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヶ月以上																																																																																									
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上																																																																																									

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																						
<p>9 アスファルト舗装用粗骨材</p> <p>(1) 粗骨材とは 2.36 mmふるいに止まる骨材をいう。</p> <p>(2) 粗骨材は、混合物に適した粒度で、細長いあるいはうすっぺらな石片、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。</p> <p>(3) 粗骨材の材質は表 2-5-3-10、<u>2-5-3-11</u> のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-5-3-10 砕 石</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">試験方法</th> <th colspan="3">規 定</th> </tr> <tr> <th>表層用</th> <th>基層用 (中間層)</th> <th>すべり止め用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表 乾 比 重</td> <td>JIS A 1110</td> <td>2.50以上</td> <td>2.50以上</td> <td>2.60以上</td> </tr> <tr> <td>吸 水 率</td> <td>JIS A 1110</td> <td>2.5%以下</td> <td>3.0%以下</td> <td>2.5%以下</td> </tr> <tr> <td>すり へり 減 量</td> <td>JIS A 1121</td> <td>30%以下</td> <td>30%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>安定性試験損失量</td> <td>JIS A 1122</td> <td>12%以下</td> <td>12%以下</td> <td>12%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 試験に用いる材料の粒度範囲は、13~5 mmとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-5-3-11 砂利 (基層・中間層)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>試験方法</th> <th>規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表 乾 比 重</td> <td>JIS A 1110</td> <td>2.50以上</td> </tr> <tr> <td>吸 水 率</td> <td>JIS A 1110</td> <td>3.0%以下</td> </tr> <tr> <td>すり へり 減 量</td> <td>JIS A 1121</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>安定性試験損失量</td> <td>JIS A 1122</td> <td>12%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 試験に用いる材料の粒度範囲は、13~5 mmとする。</p> <p>【省略】</p>	項 目	試験方法	規 定			表層用	基層用 (中間層)	すべり止め用	表 乾 比 重	JIS A 1110	2.50以上	2.50以上	2.60以上	吸 水 率	JIS A 1110	2.5%以下	3.0%以下	2.5%以下	すり へり 減 量	JIS A 1121	30%以下	30%以下	30%以下	安定性試験損失量	JIS A 1122	12%以下	12%以下	12%以下	項 目	試験方法	規 定	表 乾 比 重	JIS A 1110	2.50以上	吸 水 率	JIS A 1110	3.0%以下	すり へり 減 量	JIS A 1121	30%以下	安定性試験損失量	JIS A 1122	12%以下	<p>9 アスファルト舗装用粗骨材</p> <p>(1) 粗骨材とは 2.36 mmふるいに止まる骨材をいう。</p> <p>(2) 粗骨材は、混合物に適した粒度で、細長いあるいはうすっぺらな石片、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。</p> <p>(3) 粗骨材の材質は表 2-5-3-10 _____ のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-5-3-10 砕 石</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">試験方法</th> <th colspan="3">規 定</th> </tr> <tr> <th>表層用</th> <th>基層用 (中間層)</th> <th>すべり止め用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表 乾 比 重</td> <td>JIS A 1110</td> <td>2.50以上</td> <td>2.50以上</td> <td>2.60以上</td> </tr> <tr> <td>吸 水 率</td> <td>JIS A 1110</td> <td>2.5%以下</td> <td>3.0%以下</td> <td>2.5%以下</td> </tr> <tr> <td>すり へり 減 量</td> <td>JIS A 1121</td> <td>30%以下</td> <td>30%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>安定性試験損失量</td> <td>JIS A 1122</td> <td>12%以下</td> <td>12%以下</td> <td>12%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 試験に用いる材料の粒度範囲は、13~5 mmとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-5-3-11 砂利 (基層・中間層)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>試験方法</th> <th>規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表 乾 比 重</td> <td>JIS A 1110</td> <td>2.50以上</td> </tr> <tr> <td>吸 水 率</td> <td>JIS A 1110</td> <td>3.0%以下</td> </tr> <tr> <td>すり へり 減 量</td> <td>JIS A 1121</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>安定性試験損失量</td> <td>JIS A 1122</td> <td>12%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 試験に用いる材料の粒度範囲は、13~5 mmとする。</p> <p>【省略】</p>	項 目	試験方法	規 定			表層用	基層用 (中間層)	すべり止め用	表 乾 比 重	JIS A 1110	2.50以上	2.50以上	2.60以上	吸 水 率	JIS A 1110	2.5%以下	3.0%以下	2.5%以下	すり へり 減 量	JIS A 1121	30%以下	30%以下	30%以下	安定性試験損失量	JIS A 1122	12%以下	12%以下	12%以下	項 目	試験方法	規 定	表 乾 比 重	JIS A 1110	2.50以上	吸 水 率	JIS A 1110	3.0%以下	すり へり 減 量	JIS A 1121	30%以下	安定性試験損失量	JIS A 1122	12%以下	<p>字句の追加</p>
項 目			試験方法	規 定																																																																																				
	表層用	基層用 (中間層)		すべり止め用																																																																																				
表 乾 比 重	JIS A 1110	2.50以上	2.50以上	2.60以上																																																																																				
吸 水 率	JIS A 1110	2.5%以下	3.0%以下	2.5%以下																																																																																				
すり へり 減 量	JIS A 1121	30%以下	30%以下	30%以下																																																																																				
安定性試験損失量	JIS A 1122	12%以下	12%以下	12%以下																																																																																				
項 目	試験方法	規 定																																																																																						
表 乾 比 重	JIS A 1110	2.50以上																																																																																						
吸 水 率	JIS A 1110	3.0%以下																																																																																						
すり へり 減 量	JIS A 1121	30%以下																																																																																						
安定性試験損失量	JIS A 1122	12%以下																																																																																						
項 目	試験方法	規 定																																																																																						
		表層用	基層用 (中間層)	すべり止め用																																																																																				
表 乾 比 重	JIS A 1110	2.50以上	2.50以上	2.60以上																																																																																				
吸 水 率	JIS A 1110	2.5%以下	3.0%以下	2.5%以下																																																																																				
すり へり 減 量	JIS A 1121	30%以下	30%以下	30%以下																																																																																				
安定性試験損失量	JIS A 1122	12%以下	12%以下	12%以下																																																																																				
項 目	試験方法	規 定																																																																																						
表 乾 比 重	JIS A 1110	2.50以上																																																																																						
吸 水 率	JIS A 1110	3.0%以下																																																																																						
すり へり 減 量	JIS A 1121	30%以下																																																																																						
安定性試験損失量	JIS A 1122	12%以下																																																																																						

新 旧 対 照 表

改 正										現 行										備 考		
2-5-6 安定材 1 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-5-6-1に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-5-6-2に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。 【省略】											2-5-6 安定材 1 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-5-6-1に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-5-6-2に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。 【省略】											表内、表現の改正
表2-5-6-2 石油アスファルト乳剤の規格 (JIS K 2208-2000)											表2-5-6-2 石油アスファルト乳剤の規格 (JIS K 2208-2000)											
種類及び記号		カチオン乳剤							ノニオン乳剤	種類及び記号		カチオン乳剤							ノニオン乳剤			
項目		PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1	項目		PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1			
エングラード (25℃)		3~15		1~6		3~40			2~30	エングラード (25℃)		3~15		1~6		3~40			2~30			
ふるい残留分 (%) (1.18 mm)		0.3 以下							0.3 以下	ふるい残留分 (%) (1.18 mm)		0.3 以下							0.3 以下			
付着度		2/3 以上			—				—	付着度		2/3 以上			—				—			
粗粒度骨材混合性		—			均等であること		—		—	粗粒度骨材混合性		—			均等であること		—		—			
密粒度骨材混合性		—			均等であること		—		—	密粒度骨材混合性		—			均等であること		—		—			
土混じり骨材混合性 (%)		—			5 以下				—	土混じり骨材混合性 (%)		—			5 以下				—			
セメント混合性 (%)		—							1.0 以下	セメント混合性 (%)		—							1.0 以下			
粒子の電荷		陽 (+)							—	粒子の電荷		陽 (+)							—			
蒸発残留分 (%)		60 以上		50 以上		57 以上			57 以上	蒸発残留分 (%)		60 以上		50 以上		57 以上			57 以上			
蒸発残留物	針入度(25℃) (1/10 mm)	100 を超え 200 以下	150 を超え 300 以下	100 を超え 300 以下	60 を超え 150 以下	60 を超え 200 以下		60 を超え 300 以下	60 を超え 300 以下	蒸発残留物	針入度(25℃) (1/10 mm)	100~ 200	150~ 300	100~ 300	60~150	60~200		60~ 300	60~ 300			
	トルエン可溶分 (%)	98 以上			97 以上				97 以上		トルエン可溶分 (%)	98 以上			97 以上				97 以上			
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)		1 以下							1 以下	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)		1 以下							1 以下			
【省略】											【省略】											

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第7節 鋼 材</p> <p>2-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-7-7 溶接材料 溶接材料は以下の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものとする。 (1) JIS Z 3201 (軟鋼用ガス溶加棒) 記号 GA、GB 【省略】</p> <p>(14) JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス) 記号 SF、SA、SM 【省略】</p>	<p>第7節 鋼 材</p> <p>2-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-7-7 溶接材料 溶接材料は以下の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものとする。 (1) JIS Z 3201 (軟鋼用ガス溶加棒) 記号 GA、GB 【省略】</p> <p>(14) JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接_____用フラックス) 記号 SF、SA、SM 【省略】</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第8節 セメント及び混和材料</p> <p>2-8-1 一般事項</p> <p>1 工事に使用するセメントは、設計図書によるものとする。受注者は、設計図書で特に指定されていない場合は、使用するセメントについて、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。</p> <p>3 受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。</p> <p>4 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用に当たっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u></p> <p>5 受注者は、セメントの貯蔵に当たって温度、湿度が過度に高くないようにしなければならない。</p> <p>6 受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。</p> <p>7 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u></p> <p>8 受注者は、混和材を防湿的なサイロ又は、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。</p> <p>9 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に当たって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u></p>	<p>第8節 セメント及び混和材料</p> <p>2-8-1 一般事項</p> <p>1 工事に使用するセメントは、設計図書によるものとする。受注者は、設計図書で特に指定されていない場合は、使用するセメントについて、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。</p> <p>3 受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。</p> <p>4 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用に当たっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。_____</p> <p>5 受注者は、セメントの貯蔵に当たって温度、湿度が過度に高くないようにしなければならない。</p> <p>6 受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。</p> <p>7 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。_____</p> <p>8 受注者は、混和材を防湿的なサイロ又は、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。</p> <p>9 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に当たって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。_____</p>	<p></p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																		
<p>2-8-2 セメント</p> <p>1 セメントは表2-8-2-1の規格に適合するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>3 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-8-2-2の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-8-2-2 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 質</th> <th style="text-align: center;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">比表面積 cm^2/g</td> <td style="text-align: center;">2,500以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">凝 結 h</td> <td style="text-align: center;">始発</td> <td style="text-align: center;">1以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">終結</td> <td style="text-align: center;">10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">安定性 (どちらか一方)</td> <td style="text-align: center;">パット法</td> <td style="text-align: center;">良</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ルシャテリエ法 mm</td> <td style="text-align: center;">10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">圧縮強さ N/mm^2</td> <td style="text-align: center;">3 d</td> <td style="text-align: center;">12.5以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 d</td> <td style="text-align: center;">22.5以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28 d</td> <td style="text-align: center;">42.5以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">水和熱 J/g</td> <td style="text-align: center;">7 d</td> <td style="text-align: center;"><u>測定値を報告する</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28 d</td> <td style="text-align: center;"><u>測定値を報告する</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">酸化マグネシウム</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">5.0以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三酸化硫黄</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">3.5以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">強熱減量</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">5.0以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全アルカリ ($\text{Na}_2\text{O eq}$)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">0.75以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">塩化物イオン</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">0.035以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <p>2-8-3 混和材料</p> <p>1 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201（コンクリート用フライアッシュ）の規格に適合するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>5 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-<u>2018</u>吹付コンクリート（モルタル）用急結剤品質規格(案)【土木学会、<u>平成30年10月</u>】の規格に適合するものとする。</p> <p>【省略】</p>	品 質	規 格	比表面積 cm^2/g	2,500以上	凝 結 h	始発	1以上	終結	10以下	安定性 (どちらか一方)	パット法	良	ルシャテリエ法 mm	10以下	圧縮強さ N/mm^2	3 d	12.5以上	7 d	22.5以上	28 d	42.5以上	水和熱 J/g	7 d	<u>測定値を報告する</u>	28 d	<u>測定値を報告する</u>	酸化マグネシウム	%	5.0以下	三酸化硫黄	%	3.5以下	強熱減量	%	5.0以下	全アルカリ ($\text{Na}_2\text{O eq}$)	%	0.75以下	塩化物イオン	%	0.035以下	<p>2-8-2 セメント</p> <p>1 セメントは表2-8-2-1の規格に適合するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>3 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-8-2-2の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-8-2-2 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 質</th> <th style="text-align: center;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">比表面積 cm^2/g</td> <td style="text-align: center;">2,500以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">凝 結 h</td> <td style="text-align: center;">始発</td> <td style="text-align: center;">1以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">終結</td> <td style="text-align: center;">10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">安定性 (どちらか一方)</td> <td style="text-align: center;">パット法</td> <td style="text-align: center;">良</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ルシャテリエ法 mm</td> <td style="text-align: center;">10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">圧縮強さ N/mm^2</td> <td style="text-align: center;">3 d</td> <td style="text-align: center;">12.5以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 d</td> <td style="text-align: center;">22.5以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28 d</td> <td style="text-align: center;">42.5以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">水和熱 J/g</td> <td style="text-align: center;">7 d</td> <td style="text-align: center;"><u>350以下</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28 d</td> <td style="text-align: center;"><u>400以下</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">酸化マグネシウム</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">5.0以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三酸化硫黄</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">3.5以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">強熱減量</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">5.0以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全アルカリ ($\text{Na}_2\text{O eq}$)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">0.75以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">塩化物イオン</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">0.035以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <p>2-8-3 混和材料</p> <p>1 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201（コンクリート用フライアッシュ）の規格に適合するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>5 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-<u>2013</u>吹付コンクリート（モルタル）用急結剤品質規格(案)【土木学会、<u>平成25年11月</u>】の規格に適合するものとする。</p> <p>【省略】</p>	品 質	規 格	比表面積 cm^2/g	2,500以上	凝 結 h	始発	1以上	終結	10以下	安定性 (どちらか一方)	パット法	良	ルシャテリエ法 mm	10以下	圧縮強さ N/mm^2	3 d	12.5以上	7 d	22.5以上	28 d	42.5以上	水和熱 J/g	7 d	<u>350以下</u>	28 d	<u>400以下</u>	酸化マグネシウム	%	5.0以下	三酸化硫黄	%	3.5以下	強熱減量	%	5.0以下	全アルカリ ($\text{Na}_2\text{O eq}$)	%	0.75以下	塩化物イオン	%	0.035以下	<p>字句の改正 ”</p> <p>字句の改正 ”</p>
品 質	規 格																																																																																			
比表面積 cm^2/g	2,500以上																																																																																			
凝 結 h	始発	1以上																																																																																		
	終結	10以下																																																																																		
安定性 (どちらか一方)	パット法	良																																																																																		
	ルシャテリエ法 mm	10以下																																																																																		
圧縮強さ N/mm^2	3 d	12.5以上																																																																																		
	7 d	22.5以上																																																																																		
	28 d	42.5以上																																																																																		
水和熱 J/g	7 d	<u>測定値を報告する</u>																																																																																		
	28 d	<u>測定値を報告する</u>																																																																																		
酸化マグネシウム	%	5.0以下																																																																																		
三酸化硫黄	%	3.5以下																																																																																		
強熱減量	%	5.0以下																																																																																		
全アルカリ ($\text{Na}_2\text{O eq}$)	%	0.75以下																																																																																		
塩化物イオン	%	0.035以下																																																																																		
品 質	規 格																																																																																			
比表面積 cm^2/g	2,500以上																																																																																			
凝 結 h	始発	1以上																																																																																		
	終結	10以下																																																																																		
安定性 (どちらか一方)	パット法	良																																																																																		
	ルシャテリエ法 mm	10以下																																																																																		
圧縮強さ N/mm^2	3 d	12.5以上																																																																																		
	7 d	22.5以上																																																																																		
	28 d	42.5以上																																																																																		
水和熱 J/g	7 d	<u>350以下</u>																																																																																		
	28 d	<u>400以下</u>																																																																																		
酸化マグネシウム	%	5.0以下																																																																																		
三酸化硫黄	%	3.5以下																																																																																		
強熱減量	%	5.0以下																																																																																		
全アルカリ ($\text{Na}_2\text{O eq}$)	%	0.75以下																																																																																		
塩化物イオン	%	0.035以下																																																																																		

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第 14 節 道路標識及び区画線</p> <p>2-14-1 道路標識</p> <p>1 共通仕様書に示されないものについては道路標識設置基準・同解説及び道路標識ハンドブックによるものとする。</p> <p>2 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標示板</p> <p>JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)</p> <p>JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)</p> <p>【省略】</p>	<p>第 14 節 道路標識及び区画線</p> <p>2-14-1 道路標識</p> <p>1 共通仕様書に示されないものについては道路標識設置基準・同解説及び道路標識ハンドブックによるものとする。</p> <p>2 標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標識板</p> <p>JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)</p> <p>JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>〃</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

3 一般施工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 3-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編） (平成 29 年 11 月) 【省略】</p> <p>(37) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 29 年 6 月) 【省略】</p> <p>(45) 土木学会 コンクリート標準示方書 [規準編] (平成 30 年 10 月) 【省略】</p>	<p>第1節 適用 3-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編） (平成 29 年 11 月) 【省略】</p> <p>(37) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 23 年 3 月) 【省略】</p> <p>(45) 土木学会 コンクリート標準示方書 [規準編] (平成 25 年 11 月) 【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第3節 共通の工種</p> <p>3-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-3-2 材 料</p> <p>1 アスカーブ 【省略】</p> <p>4 路側防護柵（塗装） 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (1) 溶融亜鉛メッキ仕上げの場合は、溶融亜鉛メッキ法により、亜鉛メッキを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、メッキ面にリン酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。 (2) 溶融亜鉛メッキ仕上げの場合は、<u>メッキの付着量を両面で 275 g/m²</u>以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛メッキが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。 【省略】</p> <p>(6) ボルトナット（オートガードに使用するボルトナットを除く）については、(1)、(2)により亜鉛メッキを施したものをを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。</p> <p><u>(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u></p> <p><u>① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</u> <u>② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</u> <u>③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</u></p> <p>5 路側防護柵（亜鉛メッキ） 亜鉛メッキ地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (1) 受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛メッキを施さなければならない。 (2) 受注者は、<u>メッキの付着量を</u>ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H8641（溶融亜鉛メッキ）2種（HDZ55）の 550 g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の 350 g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。 【省略】</p>	<p>第3節 共通の工種</p> <p>3-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-3-2 材 料</p> <p>1 アスカーブ 【省略】</p> <p>4 路側防護柵（塗装） 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (1) 溶融亜鉛メッキ仕上げの場合は、溶融亜鉛メッキ法により、亜鉛メッキを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、メッキ面にリン酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。 (2) 溶融亜鉛メッキ仕上げの場合は、<u>亜鉛の付着量を JIS G 3302（溶融亜鉛メッキ鋼板及び鋼帯）構造用（Z27）の 275 g/m²（両面付着量）</u>以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛メッキが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。 【省略】</p> <p>(6) ボルトナット（オートガードに使用するボルトナットを除く）については、(1)、(2)により亜鉛メッキを施したものをを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。</p> <p><u>〔追加〕</u></p> <p>5 路側防護柵（亜鉛メッキ） 亜鉛メッキ地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (1) 受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛メッキを施さなければならない。 (2) 受注者は、<u>亜鉛の付着量を</u>ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）2種（HDZ55）の 550 g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の 350 g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。 【省略】</p>	<p>字句の改正および削除</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>3-3-7 植生工</p> <p>1 種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水【省略】</p> <p style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></p> <p>20 受注者は、植生工に跡請保証が付された場合、跡請保証期間満了時に次の各号に示す品質を満足していなければならない。なお、満足していない場合は、発注者からの請求に基づき修補工事を実施しなければならない。</p> <p>(1) 植生状態は、植生面から 10m離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率が 80%以上であること。</p> <p>(2) 植生面に 1 m四方以上の裸地が無いこと。</p> <p>(3) 草丈が 15 cm以上であること。</p> <p>21 <u>植生工の施工について、以下の作業手順を基本に行うこととする。</u></p> <p>(1) <u>受注者は、施工前に工程作成を行い、設計図書で条件明示された選定工法が、近隣地区の気象データ（平均値）に基づく施工完了期限までに施工可能か確認した上で、発注者に報告する。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、施工前に現地試験を行い、表 3-3-7「植生工法適応条件表」により、設計図書で条件明示された選定工法の妥当性を判断して、発注者に報告する。</u></p> <p>(3) <u>発注者が、施工時期及び選定工法について、問題のないことを確認した上で、受注者は、植生工の配合設計について、発注者の承諾を受ける。</u></p> <p>(4) <u>受注者は、現地外気温が、表 3-3-7「植生工法適応条件表」にある施工適期の気温を満足するか確認した上で、施工する。</u></p> <p>22 <u>植生工の設計変更について、以下事項を確認して行うこととする。</u></p> <p>(1) <u>現地試験での現場条件が、表 3-3-7「植生工法適応条件表」により、当初選定した工法と不整合の場合、植生工法について設計変更協議の対象とする。</u></p> <p>(2) <u>発注者は、受注者の工程計画により、当初選定した選定工法が適期に施工できない部分があると判明した場合、原則として、当該部分の植生工を行わず設計変更により減工することとする。また、法面の土質によって、衣土（すき取り土）、ネット、シート等で侵食防止、排水処理等をおこない、越冬させること。</u></p> <p>23 <u>上記 1～22 によりがたい場合は、関係者で別途協議して対応する。</u></p>	<p>3-3-7 植生工</p> <p>1 種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水【省略】</p> <p>20 <u>受注者は、現場での土質・土壌試験、気象データ及び実施工程により、植生工施工前に表 3-3-7-1 に示す条件を確認するものとする。なお、土質・土壌試験の試験方法や試験基準等については、設計図書によるものとする。</u></p> <p>21 <u>受注者は、前記 20 の条件を確認後、表 3-3-7 に示す条件と比較し、設計図書で定めた植生工法により施工適期に施工可能であれば、植生工の配合設計について、工事監督員の承諾を受けて、施工するものとする。なお、施工適期を定めるに当たっては、近傍の気象観測データ（平均値）と現地の外気温を比較し検討するものとする。</u></p> <p>22 <u>受注者は、前記 20 の条件を確認後、設計図書で定めた植生工法が、表 3-3-7 に示す条件に適合しない場合、又は施工適期に施工できない場合は、工法の検討及び施工の可否について、工事監督員と協議するものとする。</u></p> <p>23 受注者は、植生工に跡請保証が付された場合、跡請保証期間満了時に次の各号に示す品質を満足していなければならない。なお、満足していない場合は、発注者からの請求に基づき修補工事を実施しなければならない。</p> <p>(1) 植生状態は、植生面から 10m離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率が 80%以上であること。</p> <p>(2) 植生面に 1 m四方以上の裸地が無いこと。</p> <p>(3) 草丈が 15 cm以上であること。</p> <p style="text-align: right;"><u>〔追加〕</u></p> <p style="text-align: right;"><u>〔追加〕</u></p> <p style="text-align: right;"><u>〔追加〕</u></p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>番号の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正					現 行					備 考
表 3-3-7 植生工法適応条件表 (1/2)					表 3-3-7 植生工法適応条件表 (1/2)					
植生工法 条件	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系) t = 3 cm	植生工法 条件	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系) t = 3 cm	
適用土質 ()内は細粒土量(75μmふるいを通すもの)の質量比をいう	レキ質土(15%以上50%未満) 砂(5%以上15%未満) 砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	【省略】			適用土質 ()内は細粒土量(75μmふるいを通すもの)の質量比をいう	レキ質土(15%以上50%未満) 砂(5%以上15%未満) 砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	【省略】			
レキ含有量	<u>0%~80%</u>	0%~20%	0%~30%	0%~30%	レキ含有量	<u>0%~50%</u>	0%~20%	0%~30%	0%~30%	字句の改正
土壌硬度	10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	23mm~27mm未満	土壌硬度	10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	23mm~27mm未満	
勾配	1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上	勾配	1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上	
<u>法面垂直高</u>	<u>—</u>	<u>30m以下</u>	<u>30m以下</u>	<u>80m以下</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	字句の追加
有機含有量	—	3%以上	3%未満	—	有機含有量	—	3%以上	3%未満	—	
土壌酸度(PH)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	土壌酸度(PH)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	
硝酸吸収力mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下	—	硝酸吸収力mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下	—	
<u>吹付用ホース延長</u>	<u>—</u>	<u>0~200m</u>	<u>0~120m</u>	<u>0~80m</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	字句の追加
施工適期	施工完了時期が日平均気温 <u>-5℃以上</u> までとする。ただし、凍結している法面への施工は行わないこととする	【省略】			施工適期	施工完了時期が日平均気温 <u>0℃以上</u> までとする。ただし、凍結している法面への施工は行わないこととする	【省略】			字句の改正
1) 土質分類の細粒土量とは、75μmふるいを通す細粒土(シルト、粘土、コロイド)の量をいう。 2) レキ含有量のレキとは、2mm以上75mm以下の粗粒土(細レキ、中レキ、粗レキ)をいう。 3) 現地調査の結果、適応条件に合わない場合は、設計変更を行う。 4) 土壌酸度が適応条件から外れる場合には、土壌酸度矯正のための補助工法を別途考慮すること。 5) 施工適期を求めるには近隣地区の気象データ(平年値)と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 6) 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。 7) 人工芝を使用する際の施工適期は施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時期までとする。 <u>8) 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。</u> <u>9) 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。</u>					1) 土質分類の細粒土量とは、75μmふるいを通す細粒土(シルト、粘土、コロイド)の量をいう。 2) レキ含有量のレキとは、2mm以上75mm以下の粗粒土(細レキ、中レキ、粗レキ)をいう。 3) 現地調査の結果、適応条件に合わない場合は、設計変更を行う。 4) 土壌酸度が適応条件から外れる場合には、土壌酸度矯正のための補助工法を別途考慮すること。 5) 施工適期を求めるには近隣地区の気象データ(平年値)と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 6) 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。 7) 人工芝を使用する際の施工適期は施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時期までとする。 <hr/> <hr/>					字句の追加
										字句の追加

新 旧 対 照 表

改 正					現 行					備 考
表 3-3-7 植生工法適応条件表 (2/2)					表 3-3-7 植生工法適応条件表 (2/2)					字句の追加 字句の追加 字句の追加 字句の追加
植生工法 条件	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm	植生工法 条件	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm	
適用土質 ()内は細粒土量(75 μmふるいを通過する もの)の質量比をいう	【省略】				適用土質 ()内は細粒土量(75 μmふるいを通過する もの)の質量比をいう	【省略】				
レキ含有量	30%~50%	—	—	—	レキ含有量	30%~50%	—	—	—	
土壌硬度	27 mm~30 mm未満	30 mm以上	30 mm以上	30 mm以上	土壌硬度	27 mm~30 mm未満	30 mm以上	30 mm以上	30 mm以上	
勾配	1.0 割以上	1.0 割以上	0.8 割以上	0.8 割以上	勾配	1.0 割以上	1.0 割以上	0.8 割以上	0.8 割以上	
<u>法面垂直高</u>	<u>80m以下</u>	<u>80m以下</u>	<u>80m以下</u>	<u>80m以下</u>	_____	_____	_____	_____	_____	
有機含有量	—	—	—	—	有機含有量	—	—	—	—	
土壌酸度 (PH)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	土壌酸度 (PH)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	
リ酸吸収力 mg/土砂 100 g 中	—	—	—	—	リ酸吸収力 mg/土砂 100 g 中	—	—	—	—	
<u>吹付用ホース延長</u>	<u>0~80m</u>	<u>0~200m</u>	<u>0~200m</u>	<u>0~200m</u>	_____	_____	_____	_____	_____	
施工適期	【省略】				施工適期	【省略】				
1) 土質分類の細粒土量とは、75 μmふるいを通過する細粒土（シルト、粘土、コロイド）の量をいう。 2) レキ含有量のレキとは、2 mm以上 75 mm以下の粗粒土（細レキ、中レキ、粗レキ）をいう。 3) 現地調査の結果、適応条件に合わない場合は、設計変更を行う。 4) 土壌酸度が適応条件から外れる場合には、土壌酸度矯正のための補助工法を別途考慮すること。 5) 施工適期を求めるには近隣地区の気象データ（平年値）と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 6) 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。 7) 人工芝を使用する際の施工適期は施工完了後、日平均気温 5℃以上が 60 日間確保されると予想される時期までとする。 <u>8) 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。</u> <u>9) 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。</u>					1) 土質分類の細粒土量とは、75 μmふるいを通過する細粒土（シルト、粘土、コロイド）の量をいう。 2) レキ含有量のレキとは、2 mm以上 75 mm以下の粗粒土（細レキ、中レキ、粗レキ）をいう。 3) 現地調査の結果、適応条件に合わない場合は、設計変更を行う。 4) 土壌酸度が適応条件から外れる場合には、土壌酸度矯正のための補助工法を別途考慮すること。 5) 施工適期を求めるには近隣地区の気象データ（平年値）と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 6) 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。 7) 人工芝を使用する際の施工適期は施工完了後、日平均気温 5℃以上が 60 日間確保されると予想される時期までとする。 _____ _____					

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																															
<p>(4) 溶接施工試験</p> <p>① 受注者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。ただし、二次部材については、除くものとする。</p> <p>なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、工事監督員の承諾を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。</p> <p>イ SM570 および SMA570W、SM520 又は SMA490W において1パスの入熱量が 7,000 J/mmを超える場合</p> <p>ロ <u>YSBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM90Y 及び SM90</u> において、1パスの入熱量が 10,000 J/mmを超える場合</p> <p>【省略】</p> <p>(9) 予 熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 <u>100 mm範囲の母材を表 3-3-14-3 の条件を満たす場合に限り、表 3-3-14-2 により予熱することを標準とする。</u></p> <p style="text-align: center;">表 3-3-14-2 予熱温度の標準</p> <table border="1" data-bbox="261 961 1317 1885"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼 種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度 (°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分 (mm)</th> </tr> <tr> <th>25 以下</th> <th>25 をこえ 40 以下</th> <th>40 をこえ 50 以下</th> <th>50 をこえ 100 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM90 SM90Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>SBHS400</u> <u>SBHS400W</u></td> <td><u>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> </tr> <tr> <td><u>ガスシールドアーク溶接</u> <u>サブマージアーク溶接</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	鋼 種	溶接方法	予熱温度 (°C)				板厚区分 (mm)				25 以下	25 をこえ 40 以下	40 をこえ 50 以下	50 をこえ 100 以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM90 SM90Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	<u>SBHS400</u> <u>SBHS400W</u>	<u>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>ガスシールドアーク溶接</u> <u>サブマージアーク溶接</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<p>(4) 溶接施工試験</p> <p>① 受注者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。ただし、二次部材については、除くものとする。</p> <p>なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、工事監督員の承諾を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。</p> <p>イ SM570 および SMA570W、SM520 又は SMA490W において1パスの入熱量が 7,000 J/mmを超える場合</p> <p>ロ <u>SM90、SM90Y</u> において、1パスの入熱量が 10,000 J/mmを超える場合</p> <p>【省略】</p> <p>(9) 予 熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 <u>100 mm及びアークの前方 100 mmの範囲の母材を表 3-3-14-2 により予熱することを標準とする。なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 3-3-14-3 とする。</u></p> <p style="text-align: center;">表 3-3-14-2 予熱温度の標準</p> <table border="1" data-bbox="1507 961 2564 1759"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼 種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度 (°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分 (mm)</th> </tr> <tr> <th>25 以下</th> <th>25 をこえ 40 以下</th> <th>40 をこえ 50 以下</th> <th>50 をこえ 100 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM90 SM90Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p>【省略】</p>	鋼 種	溶接方法	予熱温度 (°C)				板厚区分 (mm)				25 以下	25 をこえ 40 以下	40 をこえ 50 以下	50 をこえ 100 以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM90 SM90Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>表内、字句の追加</p>
鋼 種			溶接方法	予熱温度 (°C)																																																																																																																																																													
				板厚区分 (mm)																																																																																																																																																													
	25 以下	25 をこえ 40 以下		40 をこえ 50 以下	50 をこえ 100 以下																																																																																																																																																												
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																												
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																												
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																												
SM90 SM90Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																												
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																												
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																												
<u>SBHS400</u> <u>SBHS400W</u>	<u>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>																																																																																																																																																												
	<u>ガスシールドアーク溶接</u> <u>サブマージアーク溶接</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>																																																																																																																																																												
鋼 種	溶接方法	予熱温度 (°C)																																																																																																																																																															
		板厚区分 (mm)																																																																																																																																																															
		25 以下	25 をこえ 40 以下	40 をこえ 50 以下	50 をこえ 100 以下																																																																																																																																																												
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																												
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																												
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																												
SM90 SM90Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																												
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																												
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																												

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																				
<p>表 3-3-14-3 予熱温度の標準を適用する場合の PCM の条件 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼種 鋼材の板厚 (mm)</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> <th><u>SBHS400</u> <u>SBHS400W</u></th> <th><u>SBHS500</u> <u>SBHS500W</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25 以下</td> <td>0.24 以下</td> <td>0.24 以下</td> <td>0.26 以下</td> <td>0.26 以下</td> <td>0.26 以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 を超え 50 以下</td> <td>0.24 以下</td> <td>0.24 以下</td> <td>0.26 以下</td> <td>0.27 以下</td> <td>0.27 以下</td> <td><u>0.22 以下</u></td> <td><u>0.20 以下</u></td> </tr> <tr> <td>50 を超え 100 以下</td> <td>0.24 以下</td> <td>0.24 以下</td> <td>0.27 以下</td> <td>0.29 以下</td> <td>0.29 以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>表 3-3-14-4 PCM 値と予熱温度の標準</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">PCM (%)</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="3">予熱温度 (°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">板厚区分 (mm)</th> </tr> <tr> <th><u>t ≤ 25</u></th> <th><u>25 < t ≤ 40</u></th> <th><u>40 < t ≤ 100</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>0.21</u></td> <td><u>SMAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> </tr> <tr> <td><u>GMAW, SAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>0.22</u></td> <td><u>SMAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> </tr> <tr> <td><u>GMAW, SAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>0.23</u></td> <td><u>SMAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td><u>GMAW, SAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>0.24</u></td> <td><u>SMAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td><u>GMAW, SAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>0.25</u></td> <td><u>SMAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>50</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td><u>GMAW, SAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>0.26</u></td> <td><u>SMAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>50</u></td> <td><u>80</u></td> </tr> <tr> <td><u>GMAW, SAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>0.27</u></td> <td><u>SMAW</u></td> <td><u>50</u></td> <td><u>80</u></td> <td><u>80</u></td> </tr> <tr> <td><u>GMAW, SAW</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>50</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>0.28</u></td> <td><u>SMAW</u></td> <td><u>50</u></td> <td><u>80</u></td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td><u>GMAW, SAW</u></td> <td><u>50</u></td> <td><u>50</u></td> <td><u>80</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>0.29</u></td> <td><u>SMAW</u></td> <td><u>80</u></td> <td><u>100</u></td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td><u>GMAW, SAW</u></td> <td><u>50</u></td> <td><u>80</u></td> <td><u>80</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(10) 溶接施工上の注意 【省略】</p> <p>(12) 溶接の検査 ① 受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 <u>3-3-14-5</u> に示す 1 グループごとに 1 継手の抜き取り検査を行わなければならない。ただし、工事監督員の指示がある場合には、それによるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>表 3-3-14-5 主要部材の完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</u></p> <p>【省略】</p>	鋼種 鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	<u>SBHS400</u> <u>SBHS400W</u>	<u>SBHS500</u> <u>SBHS500W</u>	25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下			25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	<u>0.22 以下</u>	<u>0.20 以下</u>	50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下			PCM (%)	溶接方法	予熱温度 (°C)			板厚区分 (mm)			<u>t ≤ 25</u>	<u>25 < t ≤ 40</u>	<u>40 < t ≤ 100</u>	<u>0.21</u>	<u>SMAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>0.22</u>	<u>SMAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>0.23</u>	<u>SMAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>0.24</u>	<u>SMAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>0.25</u>	<u>SMAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>	<u>0.26</u>	<u>SMAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>	<u>80</u>	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>	<u>0.27</u>	<u>SMAW</u>	<u>50</u>	<u>80</u>	<u>80</u>	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>0.28</u>	<u>SMAW</u>	<u>50</u>	<u>80</u>	<u>100</u>	<u>GMAW, SAW</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>SMAW</u>	<u>80</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>GMAW, SAW</u>	<u>50</u>	<u>80</u>	<u>80</u>	<p>表 3-3-14-3 予熱温度の標準を適用する場合の PCM の条件 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼種 鋼材の板厚 (mm)</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25 以下</td> <td>0.24 以下</td> <td>0.24 以下</td> <td>0.26 以下</td> <td>0.26 以下</td> <td>0.26 以下</td> </tr> <tr> <td>25 を超え 50 以下</td> <td>0.24 以下</td> <td>0.24 以下</td> <td>0.26 以下</td> <td>0.27 以下</td> <td>0.27 以下</td> </tr> <tr> <td>50 を超え 100 以下</td> <td>0.24 以下</td> <td>0.24 以下</td> <td>0.27 以下</td> <td>0.29 以下</td> <td>0.29 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>表 3-3-14-4 主要部材の完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</u></p> <p style="text-align: center;">[追加]</p> <p>(10) 溶接施工上の注意 【省略】</p> <p>(12) 溶接の検査 ① 受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 <u>3-3-14-4</u> に示す 1 グループごとに 1 継手の抜き取り検査を行わなければならない。ただし、工事監督員の指示がある場合には、それによるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>表 3-3-14-4 主要部材の完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</u></p> <p>【省略】</p>	鋼種 鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下	<p>表内、字句の追加</p> <p style="text-align: center;">[追加]</p> <p>表の追加</p> <p style="text-align: center;">[追加]</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>
鋼種 鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	<u>SBHS400</u> <u>SBHS400W</u>	<u>SBHS500</u> <u>SBHS500W</u>																																																																																																																																															
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下																																																																																																																																																	
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	<u>0.22 以下</u>	<u>0.20 以下</u>																																																																																																																																															
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下																																																																																																																																																	
PCM (%)	溶接方法	予熱温度 (°C)																																																																																																																																																				
		板厚区分 (mm)																																																																																																																																																				
		<u>t ≤ 25</u>	<u>25 < t ≤ 40</u>	<u>40 < t ≤ 100</u>																																																																																																																																																		
<u>0.21</u>	<u>SMAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>																																																																																																																																																		
	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>																																																																																																																																																		
<u>0.22</u>	<u>SMAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>																																																																																																																																																		
	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>																																																																																																																																																		
<u>0.23</u>	<u>SMAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>																																																																																																																																																		
	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>																																																																																																																																																		
<u>0.24</u>	<u>SMAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>																																																																																																																																																		
	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>																																																																																																																																																		
<u>0.25</u>	<u>SMAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>	<u>50</u>																																																																																																																																																		
	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>																																																																																																																																																		
<u>0.26</u>	<u>SMAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>	<u>80</u>																																																																																																																																																		
	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>																																																																																																																																																		
<u>0.27</u>	<u>SMAW</u>	<u>50</u>	<u>80</u>	<u>80</u>																																																																																																																																																		
	<u>GMAW, SAW</u>	<u>予熱なし</u>	<u>50</u>	<u>50</u>																																																																																																																																																		
<u>0.28</u>	<u>SMAW</u>	<u>50</u>	<u>80</u>	<u>100</u>																																																																																																																																																		
	<u>GMAW, SAW</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>80</u>																																																																																																																																																		
<u>0.29</u>	<u>SMAW</u>	<u>80</u>	<u>100</u>	<u>100</u>																																																																																																																																																		
	<u>GMAW, SAW</u>	<u>50</u>	<u>80</u>	<u>80</u>																																																																																																																																																		
鋼種 鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																																																																																																																																																	
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下																																																																																																																																																	
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下																																																																																																																																																	
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下																																																																																																																																																	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>(14) ひずみとり</p> <p>受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 <u>3-3-14-8</u> によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 <u>3-3-14-8</u> ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法</p> <p>【省略】</p> <p>2 ボルトナット</p> <p>(1) ボルト孔の径は、表 <u>3-3-14-9</u> に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 <u>3-3-14-9</u> ボルト孔の径</p> <p>【省略】</p> <p>(2) ボルト孔の許容差は、表 <u>3-3-14-10</u> に示すとおりとする。 ただし、摩擦接合の場合は、1 ボルト群の 20% に対しては +1.0 mm まで良いものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 <u>3-3-14-10</u> ボルト孔の径の許容差</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 仮組立て時のボルト孔の精度</p> <p>① 受注者は、支圧接合を行う材片を組合せた場合、孔のずれは 0.5 mm 以下にしなければならない。</p> <p>② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 <u>3-3-14-11</u> のとおりにしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 <u>3-3-14-11</u> ボルトの孔の貫通率及び停止率</p> <p>【省略】</p>	<p>(14) ひずみとり</p> <p>受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 <u>3-3-14-7</u> によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 <u>3-3-14-7</u> ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法</p> <p>【省略】</p> <p>2 ボルトナット</p> <p>(1) ボルト孔の径は、表 <u>3-3-14-8</u> に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 <u>3-3-14-8</u> ボルト孔の径</p> <p>【省略】</p> <p>(2) ボルト孔の許容差は、表 <u>3-3-14-9</u> に示すとおりとする。 ただし、摩擦接合の場合は、1 ボルト群の 20% に対しては +1.0 mm まで良いものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 <u>3-3-14-9</u> ボルト孔の径の許容差</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 仮組立て時のボルト孔の精度</p> <p>① 受注者は、支圧接合を行う材片を組合せた場合、孔のずれは 0.5 mm 以下にしなければならない。</p> <p>② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 <u>3-3-14-10</u> のとおりにしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 <u>3-3-14-10</u> ボルトの孔の貫通率及び停止率</p> <p>【省略】</p>	<p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-4-5 場所打杭工 【省略】</p> <p>12 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てに当たっては、形状保持などのための溶接を構造計算上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難い場合は工事監督員と協議するものとする。又、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。 【省略】</p> <p>3-4-6 深礎工 【省略】</p> <p>6 受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、作業に先立ち仮設計画を作成し、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のため溶接を構造計算上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。 【省略】</p>	<p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-4-5 場所打杭工 【省略】</p> <p>12 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てに当たっては、形状保持などのための溶接を_____行ってはならない。ただし、これにより難い場合は工事監督員と協議するものとする。又、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。 【省略】</p> <p>3-4-6 深礎工 【省略】</p> <p>6 受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、作業に先立ち仮設計画を作成し、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のため溶接を_____行ってはならない。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第7節 地盤改良工</p> <p>3-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-7-9 固結工</p> <p>1 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、<u>スラリー攪拌及び中層混合処理</u>を示すものとする。 【省略】</p> <p>6 受注者は、生石灰パイルの施工に当たり、パイルの頭部は 1m程度空打ちし、砂又は粘土で埋め戻さなければならない。</p> <p><u>7 中層混合処理については、以下の各号の規定によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。なお、土質等によりこれにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて現地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。なお、現地状況によりこれにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理（利用）方法について、工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>8</u> 受注者は、薬液注入工の施工に当たり、薬液注入工法の安全な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><u>9</u> 受注者は、薬液注入工事の着手前に下記について工事監督員の確認を得なければならない。</p> <p>(1) 工法関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 注入圧 2. 注入速度 3. 注入順序 4. ステップ長 <p>(2) 材料関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 材料（購入・流通経路等を含む） 2. ゲルタイム 3. 配合 <p><u>10</u> 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月 10 日建設省技官発第 160 号）の規定を参考にするものとする。</p> <p><u>11</u> 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成 2 年 9 月 18 日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定によらなければならない。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し提出するものとする。 【省略】</p>	<p>第7節 地盤改良工</p> <p>3-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-7-9 固結工</p> <p>1 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌<u>及び</u>スラリー攪拌_____を示すものとする。 【省略】</p> <p>6 受注者は、生石灰パイルの施工に当たり、パイルの頭部は 1m程度空打ちし、砂又は粘土で埋め戻さなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>〔追加〕</u></p> <p><u>7</u> 受注者は、薬液注入工の施工に当たり、薬液注入工法の安全な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><u>8</u> 受注者は、薬液注入工事の着手前に下記について工事監督員の確認を得なければならない。</p> <p>(1) 工法関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 注入圧 2. 注入速度 3. 注入順序 4. ステップ長 <p>(2) 材料関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 材料（購入・流通経路等を含む） 2. ゲルタイム 3. 配合 <p><u>9</u> 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月 10 日建設省技官発第 160 号）の規定を参考にするものとする。</p> <p><u>10</u> 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成 2 年 9 月 18 日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定によらなければならない。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し提出するものとする。 【省略】</p>	<p>字句の改正および追加</p> <p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 对 照 表

4 土工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第3節 道路土工 4-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>4-3-3 路体盛土工 1 受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処理方法について工事監督員と協議しなければならない。 【省略】</p> <p>9 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、<u>仕上り厚を20 cm以下で入念に</u>締固めなければならない。なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。 【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第3節 道路土工 4-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>4-3-3 路体盛土工 1 受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処理方法について工事監督員と協議しなければならない。 【省略】</p> <p>9 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により _____ 締固めなければならない。なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

5 無筋・鉄筋コンクリート

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用</p> <p>5-1-1 適用</p> <p>1 本章は、無筋、鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工、その他これらに類する事項について適用する。</p> <p>2 本章に特に定めのない事項については、第2章材料の規定による。</p> <p>3 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会、コンクリート標準示方書【施工編】（平成30年3月）」のコンクリート品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>1 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】 (平成30年3月)</p> <p>【省略】</p> <p>(7) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成29年8月)</p> <p>(8) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書高分子天然ガス圧接継手工事 (平成30年4月)</p> <p>(9) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン (案) (平成28年7月)</p> <p>【省略】</p> <p><u>(10) 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成31年1月)</u></p> <p><u>(11) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)</u></p> <p><u>(12) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成30年6月)</u></p> <p><u>(13) 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成29年3月)</u></p> <p><u>(14) 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 場所打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成28年7月)</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用</p> <p>5-1-1 適用</p> <p>1 本章は、無筋、鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工、その他これらに類する事項について適用する。</p> <p>2 本章に特に定めのない事項については、第2章材料の規定による。</p> <p>3 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会、コンクリート標準示方書【施工編】（平成25年3月）」のコンクリート品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>1 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】 (平成30年3月)</p> <p>【省略】</p> <p>(7) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成21年9月)</p> <p>(8) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書高分子天然ガス圧接継手工事 (案) (平成22年12月)</p> <p>(9) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン (案) (平成28年7月)</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;"><u>〔追加〕</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正 字句の削除 字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>3 受注者は、土木工事においては、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ シリカ 反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>3 受注者は、土木工事においては、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ 骨材 反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第6節 運搬・打設</p> <p>5-6-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>5-6-4 打 設</p> <p>1 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、工事監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの期間中、コンクリートを日光、雨風等に対し保護しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>12 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。又受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とするものとする。</p> <p>13 受注者は、著しい材料分離が生じないように打込まなければならない。</p> <p>14 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリート打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体となるように施工しなければならない。</p> <p>15 受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。</p> <hr/> <p>16 受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上がり速度を調整しなければならない。</p> <p>17 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。</p> <p>18 受注者は、アーチ形式のコンクリート打込みに当たって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。</p> <p>19 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。又打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直継目を設けてもよいものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>第6節 運搬・打設</p> <p>5-6-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>5-6-4 打 設</p> <p>1 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、工事監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの期間中、コンクリートを日光、雨風等に対し保護しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>12 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。又受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの_____高さは1.5m以下とするものとする。</p> <p>13 受注者は、著しい材料分離が生じないように打込まなければならない。</p> <p>14 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリート打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体となるように施工しなければならない。</p> <p>15 受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。</p> <p><u>16 受注者はコンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取除かなければならない。</u></p> <p>17 受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上がり速度を調整しなければならない。</p> <p>18 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。</p> <p>19 受注者は、アーチ形式のコンクリート打込みに当たって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。</p> <p>20 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。又打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直継目を設けてもよいものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の追加</p> <p>字句の削除</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>5-6-6 沈下ひびわれに対する処置</p> <p>1 受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設しなければならない。又張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。</p> <p>2 受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように<u>適切な時期</u>に行わなければならない。</p> <p>5-6-7 打 継 目</p> <p>1 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の<u>性能を損なわない</u>ように、その位置、方向及び施工方法を定め、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、<u>PC 鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</u></p> <p>3 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は<u>溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって、打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</u></p> <p>【省略】</p> <p>5-6-9 養 生</p> <p>1 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、<u>その部位に応じた適切な方法により</u>養生しなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>打ち込み後のコンクリート</u>をその部位に応じた適切な養生方法により一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生<u>期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に</u>定めなければならない。<u>通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-6-9を標準とする。なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメントの表5-6-9に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>5-6-6 沈下ひびわれに対する処置</p> <p>1 受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設しなければならない。又張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。</p> <p>2 受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように<u>注意して</u>行わなければならない。</p> <p>5-6-7 打 継 目</p> <p>1 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の<u>強度、耐久性、水密性及び外観を害しない</u>ように、その位置、方向及び施工方法を定め、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け<u>打継目を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は<u>溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。</u></p> <p>【省略】</p> <p>5-6-9 養 生</p> <p>1 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、<u>養生しなければならない。</u></p> <p>2 受注者は、<u>コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を</u>定めなければならない。<u>ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-6-9を標準とする。</u></p> <p>_____ _____ _____</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加 字句の改正、追加 および削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第7節 鉄筋工</p> <p>5-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-7-3 加工</p> <p>1 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。 【省略】</p> <p>3 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書【設計編】本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準第7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、<u>平成30年3月</u>）の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>5-7-4 組立て</p> <p>1 受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についた泥、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。</p> <p>2 <u>受注者は、鉄筋・組立てにおいて以下によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 受注者は、設計図書に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて設計図書に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</u> 【省略】</p>	<p>第7節 鉄筋工</p> <p>5-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-7-3 加工</p> <p>1 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。 【省略】</p> <p>3 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書【設計編】本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準第7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、<u>平成25年3月</u>）の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>5-7-4 組立て</p> <p>1 受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についた泥、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。</p> <p>2 <u>受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。又設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>5-7-5 継 手</p> <p>1 受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法を施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、<u>原則</u>、継手を同一断面に集めてはならない。又受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。<u>継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されることを確認しなければならない。</u></p> <p>【省略】</p> <p>5-7-6 ガス圧接</p> <p>1 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。又自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。なお、ガス圧接の施工方法を、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得るものとする。又圧接工の技量の確認に関して工事監督員又は検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>4 受注者は、<u>圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</u></p> <p>5 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は 2 mm 以下とする。</p> <p>6 受注者は、降雪雨又は、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能のように、<u>防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>5-7-5 継 手</p> <p>1 受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法を施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、<u>設計図書に明示した場合を除き</u>、継手を同一断面に集めてはならない。又受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>5-7-6 ガス圧接</p> <p>1 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。又自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。なお、ガス圧接の施工方法を、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得るものとする。又圧接工の技量の確認に関して工事監督員又は検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>4 受注者は、<u>圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</u></p> <p>5 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は 2 mm 以下とする。</p> <p>6 受注者は、降雪雨又は、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能のように、<u>遮へいした場合は作業を行うことができるものとする。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正および追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

6 用排水路工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 6-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 6-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (平成 27 年 7 月) (2) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」 (<u>平成 26 年 3 月</u>) (3) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「排水」 (平成 18 年 3 月) (4) 土木学会 コンクリート標準示方書 【施工編】 (<u>平成 30 年 3 月</u>)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 6-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 6-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (平成 27 年 7 月) (2) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」 (<u>平成 13 年 2 月</u>) (3) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「排水」 (平成 18 年 3 月) (4) 土木学会 コンクリート標準示方書 【施工編】 (<u>平成 25 年 3 月</u>)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

改 正	現 行	備 考
<p>第6節 護岸工 6-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>6-6-3 コンクリートブロック工 1 コンクリートブロック張水路 (1) 受注者は、設計図書に示された規格に適合するコンクリートブロックを選定し、布設配置図と共に提出し、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>(7) <u>鋼線は基本的に連結しないことを原則とする。やむを得ない場合は、工事監督員の承諾を受けた上で、ステンレス鞘管による加圧継手とする。鞘管の品質及び規格は SUS304、外径 10.5mm、内径 6.5mm、L=145mm 以上とする。また、連結部は鋼線と鞘管を圧着させ、引張強度は 19.5kN 以上とする。なお、施工方法及び施工管理等は、施工前に工事監督員と十分協議すること。加圧方法は下記を標準とする。(図 6-6-3-1 参照) これにより難しい場合は、工事監督員と協議すること。</u></p> <div data-bbox="124 940 1329 1365" data-label="Diagram"> <p>図 6-6-3-1</p> </div> <p>【省略】</p>	<p>第6節 護岸工 6-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>6-6-3 コンクリートブロック工 1 コンクリートブロック張水路 (1) 受注者は、設計図書に示された規格に適合するコンクリートブロックを選定し、布設配置図と共に提出し、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>(7) <u>ブロックの布設替等で、既設ブロックの連結線とつなぐ場合は、ブロックの横断方向に1個以上連結線をだぶらせることとし、新旧のブロックが所定の強度で連結されるよう配慮しなければならない。</u></p> <div data-bbox="1567 940 2457 1365" data-label="Diagram"> <p>図 6-6-3-1</p> </div> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>図の改正</p>

新 旧 対 照 表

9 コンクリート橋上部工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 9-1-1 適用 【省略】</p> <p>第4節 PC橋工 9-4-1 一般事項 1 本節は、PC橋工としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。 【省略】</p> <p>5 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 【省略】</p> <p>9-4-2 プレテンション桁製作工（購入工） 1 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS マーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。 2 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。 （1）PC鋼材についた油、土及びごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、除去し製作されたもの。 【省略】</p> <p>（3）コンクリートの施工については、下記の規定により製作されたもの。 ① 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。 ② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。又、養生室の温度上昇は1時間当たり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。<u>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</u> （4）プレストレストの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。又、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。 <u>（5）受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</u> 【省略】</p>	<p>第1節 適用 9-1-1 適用 【省略】</p> <p>第4節 PC橋工 9-4-1 一般事項 1 本節は、PC橋工としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。 【省略】</p> <p>5 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205_____（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 【省略】</p> <p>9-4-2 プレテンション桁製作工（購入工） 1 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS マーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。 2 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。 （1）PC鋼材についた油、土及びごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、除去し製作されたもの。 【省略】</p> <p>（3）コンクリートの施工については、下記の規定により製作されたもの。 ① 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。 ② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。又、養生室の温度上昇は1時間当たり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの_____。 （4）プレストレストの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。又、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。 _____</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の追加</p> <p></p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>9-4-3 ポストテンション桁製作工</p> <p>1 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。 (1) 受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。 【省略】</p> <p><u>(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</u> 【省略】</p> <p>3 受注者は、PC緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認しなければならない。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 【省略】</p> <p>(8) プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)・20.8(PC鋼材工及び緊張工)」(日本道路協会、<u>平成29年11月</u>)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、工事監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 【省略】</p> <p>4 受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。 (1) 受注者は、本項で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。 ① グラウトに用いるセメントはJIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する___ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。 【省略】</p> <p>7 プレグラウト<u>された</u>PC鋼材を使用する場合は、下記の規定による。 (1) PC鋼材は、JIS G 3536(PC鋼線及びPC鋼より線)に適合するもの又はこれと同等以上の特性や品質を有するものでなければならない。 (2) 使用する樹脂<u>又はグラウト</u>は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、<u>コンクリート部材</u>とPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。 (3) 被覆材は、所定の強度、<u>耐久性能</u>を有し<u>コンクリート部材</u>と一体化が図れるものでなければならない。 (4) プレグラウト<u>された</u>PC鋼材として<u>(1)～(3)を使用して</u>加工された製品は、所要の<u>耐久性能</u>を有していなければならない。 【省略】</p>	<p>9-4-3 ポストテンション桁製作工</p> <p>1 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。 (1) 受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。 【省略】</p> <hr/> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、PC緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認しなければならない。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 【省略】</p> <p>(8) プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)・20.8(PC鋼材工及び緊張工)」(日本道路協会、<u>平成24年3月</u>)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、工事監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 【省略】</p> <p>4 受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。 (1) 受注者は、本項で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。 ① グラウトに用いるセメントはJIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する<u>普通</u>ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。 【省略】</p> <p>7 プレグラウト___PC鋼材を使用する場合は、下記の規定による。 (1) PC鋼材は、JIS G 3536(PC鋼線及びPC鋼より線)に適合するもの又はこれと同等以上の特性や品質を有するものでなければならない。 (2) 使用する樹脂_____は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、<u>部材コンクリート</u>とPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。 (3) 被覆材は、所定の強度、<u>耐久性</u>を有し<u>部材コンクリート</u>と一体化が図れるものでなければならない。 (4) プレグラウト___PC鋼材として_____加工された製品は、所要の<u>耐久性</u>を有していなければならない。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正、追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正、追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第5節 プレベーム桁橋工</p> <p>9-5-1 一般事項</p> <p>1 本節は、プレベーム桁橋工としてプレベーム桁製作工（現場）、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、局部（部分）プレストレス工、床版・横桁工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>9-5-7 局部（部分）プレストレス工</p> <p>部分プレストレス工の施工については、下記の規定による。</p> <p>(1) ブロック工法における部分プレストレスは、設計図書によるものとするが、施工時期が設計と異なる場合は、工事監督員の指示による。</p> <p>(2) ブロック工法の添接部下フランジコンクリートには、膨張コンクリートを使用しなければならない。また、コンクリート打継面は、レイタンス、ごみ、油など、付着に対して有害なものを取り除き施工するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>第6節 PCホロースラブ橋工</p> <p>9-6-1 一般事項</p> <p>1 本節は、PCホロースラブ橋工として架設支保工（固定）、支承工、PCホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第5節 プレベーム桁橋工</p> <p>9-5-1 一般事項</p> <p>1 本節は、プレベーム桁橋工としてプレベーム桁製作工（現場）、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、局部（部分）プレストレス工、床版・横桁工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 _____（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>9-5-7 局部（部分）プレストレス工</p> <p>部分プレストレス工の施工については、下記の規定による。</p> <p>(1) ブロック工法における部分プレストレスは、設計図書によるものとするが、施工時期が設計と異なる場合は、工事監督員の指示による。</p> <p>(2) ブロック工法の添接部下フランジコンクリート _____ 打継面は、レイタンス、ごみ、油など、付着に対して有害なものを取り除き施工するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>第6節 PCホロースラブ橋工</p> <p>9-6-1 一般事項</p> <p>1 本節は、PCホロースラブ橋工として架設支保工（固定）、支承工、PCホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 _____（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の追加</p> <p></p> <p>字句の追加</p> <p></p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第7節 RCホロースラブ橋工</p> <p>9-7-1 一般事項</p> <p>1 本節は、RCホロースラブ橋工として架設支保工（固定）、支承工、RC場所打ホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第8節 PC版桁橋工</p> <p>9-8-1 一般事項</p> <p>1 本節は、PC版桁橋工としてPC版桁製作工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>5 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第9節 PC箱桁橋工</p> <p>9-9-1 一般事項</p> <p>1 本節は、PC箱桁橋工として架設支保工（固定）、支承工、PC箱桁製作工、落橋防止層工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第7節 RCホロースラブ橋工</p> <p>9-7-1 一般事項</p> <p>1 本節は、RCホロースラブ橋工として架設支保工（固定）、支承工、RC場所打ホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205_____（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第8節 PC版桁橋工</p> <p>9-8-1 一般事項</p> <p>1 本節は、PC版桁橋工としてPC版桁製作工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>5 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205_____（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第9節 PC箱桁橋工</p> <p>9-9-1 一般事項</p> <p>1 本節は、PC箱桁橋工として架設支保工（固定）、支承工、PC箱桁製作工、落橋防止層工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205_____（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第 10 節 PC片持箱桁橋工</p> <p>9-10-1 一般事項</p> <p>1 本節は、PC片持箱桁橋工としてPC版桁製作工、支承工、架設工（片持架設）その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第 11 節 PC押出し箱桁橋工</p> <p>9-11-1 一般事項</p> <p>1 本節は、PC押出し箱桁橋工としてPC押出し箱桁製作工、架設工（押出し架設）その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第 10 節 PC片持箱桁橋工</p> <p>9-10-1 一般事項</p> <p>1 本節は、PC片持箱桁橋工としてPC版桁製作工、支承工、架設工（片持架設）その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205_____（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第 11 節 PC押出し箱桁橋工</p> <p>9-11-1 一般事項</p> <p>1 本節は、PC押出し箱桁橋工としてPC押出し箱桁製作工、架設工（押出し架設）その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205_____（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

10 鋼橋上部

改 正	現 行	備 考																												
<p>第1節 適用 10-1-1 適用 【省略】</p> <p>第3節 工場製作工 10-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-3-2 材 料</p> <p>1 受注者は、鋼材の材料について、2-2-1 工事材料の品質の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認に当たり鋼材に JIS マーク表示のないもの（JIS マーク表示認証を受けていないもの、JIS マーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については以下のとおり確認しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、溶接材料の使用区分を表 10-3-2-1 に従って設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表10-3-2-1 溶接材料区分</p> <table border="1" data-bbox="201 953 1317 1390"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</p> <p>(1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) <u>SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500</u> を溶接する場合</p> <p>【省略】</p>		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p>第1節 適用 10-1-1 適用 【省略】</p> <p>第3節 工場製作工 10-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-3-2 材 料</p> <p>1 受注者は、鋼材の材料について、2-2-1 工事材料の品質の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認に当たり鋼材に JIS マーク表示のないもの（JIS マーク表示認証を受けていないもの、JIS マーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については以下のとおり確認しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、溶接材料の使用区分を表 10-3-2-1 に従って設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表10-3-2-1 溶接材料区分</p> <table border="1" data-bbox="1460 953 2576 1390"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 _____ を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 _____ を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</p> <p>(1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) <u>SM490 以上の鋼材</u> を溶接する場合</p> <p>【省略】</p>		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 _____ を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 _____ を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>
	使用区分																													
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料																													
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料																													
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																													
	使用区分																													
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 _____ を有する溶接材料																													
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 _____ を有する溶接材料																													
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																													

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>10-3-8 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1 製作加工</p> <p>(1) 亜鉛メッキ後に塗装仕上げをする場合</p> <p>① 受注者は、ビーム・パイプ・ブラケット・パドル及び支柱に溶融亜鉛メッキを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、メッキ面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。</p> <p>② 受注者は、メッキ付着量を両面で275 g/m²以上としなければならない。その場合受注者は、メッキ付着量が前述以上であることを確認しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20 μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> <p>(2) 亜鉛メッキ地肌のままの場合</p> <p>① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛メッキを施さなければならない。</p> <p>② 受注者は、メッキ付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）2種の（HDZ55）の550 g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350 g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>③ 受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛メッキが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>10-3-8 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1 製作加工</p> <p>(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合</p> <p>① 受注者は、ビーム・パイプ・ブラケット・パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。</p> <p>② 受注者は、亜鉛の付着量を JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）Z27の275 g/m²（両面付着量）以上とする。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20 μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。</p> <p>② 受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550 g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350 g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>③ 受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>〃</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>〃</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正			現 行			備 考																															
<p>表10-4-11-4 常温時以外 (0℃~10℃、30℃~60℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167~211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207~261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241~304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>S14T</u></td> <td><u>M22</u></td> <td><u>299~391</u></td> </tr> <tr> <td><u>M24</u></td> <td><u>349~457</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>			セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	167~211	M22	207~261	M24	241~304	<u>S14T</u>	<u>M22</u>	<u>299~391</u>	<u>M24</u>	<u>349~457</u>	<p>表10-4-11-4 常温時以外 (0℃~10℃、30℃~60℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167~211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207~261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241~304</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>			セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	167~211	M22	207~261	M24	241~304	—	—	—	—	—	—	<p>表内、字句の追加</p>
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																			
S10T	M20	167~211																																			
	M22	207~261																																			
	M24	241~304																																			
<u>S14T</u>	<u>M22</u>	<u>299~391</u>																																			
	<u>M24</u>	<u>349~457</u>																																			
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																			
S10T	M20	167~211																																			
	M22	207~261																																			
	M24	241~304																																			
—	—	—																																			
—	—	—																																			

新 旧 对 照 表

11 橋梁下部工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 11-1-1 適用 【省略】</p> <p>第5節 橋台工 11-5-1 一般事項 【省略】</p> <p>11-5-9 橋台躯体工</p> <p>1 受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。</p> <p>2 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、<u>防食、損傷等を受けないようにこれらを保護</u>しなければならない。<u>なお、施工方法に関しては</u>工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承の施工」（日本道路協会）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5 受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p> <p>6 受注者は、支承部<u>等</u>を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 11-1-1 適用 【省略】</p> <p>第5節 橋台工 11-5-1 一般事項 【省略】</p> <p>11-5-9 橋台躯体工</p> <p>1 受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。</p> <p>2 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆<u>のため鉄筋にモルタルペーストを塗布</u>しなければならない。<u>これ以外の施工方法による場合は、</u>工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承の施工」（日本道路協会）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5 受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p> <p>6 受注者は、支承部<u>を</u>箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

13 機場下部

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 13-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 13-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 (<u>平成30年5月</u>) 【省略】</p>	<p>第1節 適用 13-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 13-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 (<u>平成18年3月</u>) 【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

14 道路

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 14-1-1 適用 【省略】</p> <p>第11節 舗装工 14-11-1 一般事項 【省略】</p> <p>14-11-7 路面切削工 <u>受注者は、路面切削前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。</u> <u>縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は、20m間隔とする。</u></p> <p>第12節 落石雪害防止工 14-12-1 一般事項 【省略】</p> <p>14-12-5 落石防護柵工 1 受注者は、落石防護柵工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着しなければならない。 2 受注者は、<u>ワイヤーロープ及び金網</u>の設置に当たっては、初期張力を与えたワイヤーロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。 【省略】</p>	<p>第1節 適用 14-1-1 適用 【省略】</p> <p>第11節 舗装工 14-11-1 一般事項 【省略】</p> <p style="text-align: center;"><u>〔追加〕</u></p> <p>第12節 落石雪害防止工 14-12-1 一般事項 【省略】</p> <p>14-12-5 落石防護柵工 1 受注者は、落石防護柵工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着しなければならない。 2 受注者は、<u>ケーブル金網式</u>の設置に当たっては、初期張力を与えたワイヤーロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。 【省略】</p>	<p>項目の追加</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第14節 標識工</p> <p>14-14-1 一般事項</p> <p>1 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 受注者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、標識工の施工に当たって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、3-3-9小型標識工の規定、3-3-3 作業土工の規定、3-10-6 土留・仮締切り工の規定及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、<u>平成25年2月</u>）による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>14-14-2 材 料</p> <p>1 受注者は、標識工で使用する標識の品質規格は、2-14-1 道路標識の規定による。</p> <p>2 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）から JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いる。</p> <p>3 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400 及び JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400 の規格に適合するものとする。</p> <p>4 受注者は、<u>標示板</u>には設計図書に示す位置にリブを<u>標示板</u>の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5 受注者は、<u>標示板</u>の下地処理に当たっては脱脂処理を行い。必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6 受注者は、<u>標示板</u>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準・同解説」による色彩と寸法で、表示しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>14-14-5 大型標識工</p> <p>1 受注者は、支柱建て込みについては、<u>標示板</u>の向き、角度、<u>標示板</u>との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。</p> <p>2 受注者は、支柱建て込み及び<u>標示板</u>の取付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第14節 標識工</p> <p>14-14-1 一般事項</p> <p>1 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 受注者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、標識工の施工に当たって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、3-3-9小型標識工の規定、3-3-3 作業土工の規定、3-10-6 土留・仮締切り工の規定及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、<u>平成24年2月</u>）による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>14-14-2 材 料</p> <p>1 受注者は、標識工で使用する標識の品質規格は、2-14-1 道路標識の規定による。</p> <p>2 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）から JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いる。</p> <p>3 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400 及び JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400 の規格に適合するものとする。</p> <p>4 受注者は、<u>標識板</u>には設計図書に示す位置にリブを<u>標識板</u>の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5 受注者は、<u>標識板</u>の下地処理に当たっては脱脂処理を行い。必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6 受注者は、<u>標識板</u>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準・同解説」による色彩と寸法で、表示しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>14-14-5 大型標識工</p> <p>1 受注者は、支柱建て込みについては、<u>表示板</u>の向き、角度、<u>表示板</u>との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。</p> <p>2 受注者は、支柱建て込み及び<u>標識板</u>の取付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の改正</p> <p>〃</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

15 客土

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 15-1-1 適用 【省略】</p> <p>第3節 客土工 15-3-1 客土準備工 【省略】</p> <p>15-3-5 大運搬工 1 受注者は、原則として積載量の異なるトラックを同一ほ場に搬入させてはならない。 【省略】</p> <p>4 標示板 (1) ダンプトラックの標示板の取付け位置については、前方より見える位置とし運転等の支障とならないよう取付けること。又、ダンプトラック前面にマグネットシート等にて貼付けるタイプのものでも良いこととし、下記の要領で標示板を取付けるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">道営〇〇事業 〇〇地区 △△工区 (株)〇〇建設工業 △△号車</p> </div> <p>(2) 号車番号は、総運搬車両の1号車から通し番号で記入すること。 (3) サイズ、標示板及び文字の色は、工事監督員と協議すること。 【省略】</p> <p>15-3-6 小運搬工 1 一般事項 (1) 客入土をほ場内に運搬する場合は、面積調書に基づき一定間隔をもって堆積することとする。 (2) 運搬の配置計画は、受注者が作成し工事監督員の承諾をうけるものとする。</p> <hr style="border: 1px solid red; margin: 10px 0;"/> <p><u>2</u> 中継所 【省略】</p> <p><u>3</u> 放下整理 【省略】</p>	<p>第1節 適用 15-1-1 適用 【省略】</p> <p>第3節 客土工 15-3-1 客土準備工 【省略】</p> <p>15-3-5 大運搬工 1 受注者は、原則として積載量の異なるトラックを同一ほ場に搬入させてはならない。 【省略】</p> <p>4 標識板 (1) ダンプトラックの標識板の取付け位置については、前方より見える位置とし運転等の支障とならないよう取付けること。又、ダンプトラック前面にマグネットシート等にて貼付けるタイプのものでも良いこととし、下記の要領で標識板を取付けるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">道営〇〇事業 〇〇地区 △△工区 (株)〇〇建設工業 △△号車</p> </div> <p>(2) 号車番号は、総運搬車両の1号車から通し番号で記入すること。 (3) サイズ、標識板及び文字の色は、工事監督員と協議すること。 【省略】</p> <p>15-3-6 小運搬工 1 一般事項 (1) 客入土をほ場内に運搬する場合は、面積調書に基づき一定間隔をもって堆積することとする。 (2) 運搬の配置計画は、受注者が作成し工事監督員の承諾をうけるものとする。</p> <p><u>2</u> スクレープドーザ運搬 <u>受注者は、原則として抱土量の異なるスクレープドーザを同一ほ場に搬入させてはならない。</u></p> <p><u>3</u> 中継所 【省略】</p> <p><u>4</u> 放下整理 【省略】</p>	<p>字句の改正 ”</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

16 暗渠排水

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 16-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 16-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準・計画「<u>暗渠</u>排水」 (<u>平成29年5月</u>) (2) 北海道農政部 <u>暗渠</u>排水設計指針 (<u>令和元年7月</u>)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 16-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 16-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準・計画「<u>暗きよ</u>排水」 (<u>平成12年11月</u>) (2) 北海道農政部 <u>暗きよ</u>排水設計指針 (<u>平成22年6月</u>)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正 ”</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

18 営農飲雑用水施設工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																				
<p>第1節 適用 18-1-1 適用 【省略】</p> <p>第5節 管体工 18-5-1 一般事項</p> <p>1 一般事項については、17-5-1 一般事項の規定による。</p> <p>2 配管工事（切断・接合・組立）について、適切に作業を行うことができる十分な技能を有した配水管技能者（日本水道協会）又はこれと同等以上の資格を有する者を従事させなければならない。なお、資格種別については表 18-5-1 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 18-5-1 継手施工資格者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">証明する資格証等</th> <th style="text-align: center;">資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者（一般）</td> <td>配水管技能者登録証（一般継手）</td> <td>（社）日本水道協会（認定のみ）</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事配管技能検定会（ダクタイル鋳鉄配管コース）合格者</td> <td>給水装置工事配管技能検定会（ダクタイル鋳鉄配管コース）合格証書</td> <td>（財）給水工事技術振興財団</td> </tr> <tr> <td>配水管施工技能者</td> <td>配水管施工技能者資格認定証、又は配管技工（1級）資格認定証</td> <td>日本水道協会北海道地方支部</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了者</td> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了証書</td> <td>日本ダクタイル鉄管協会</td> </tr> <tr> <td><u>配水管技能者</u></td> <td><u>配水管技能者登録証（耐震継手）</u></td> <td><u>（社）日本水道協会</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者	配水管技能者（一般）	配水管技能者登録証（一般継手）	（社）日本水道協会（認定のみ）	給水装置工事配管技能検定会（ダクタイル鋳鉄配管コース）合格者	給水装置工事配管技能検定会（ダクタイル鋳鉄配管コース）合格証書	（財）給水工事技術振興財団	配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定証、又は配管技工（1級）資格認定証	日本水道協会北海道地方支部	ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会	<u>配水管技能者</u>	<u>配水管技能者登録証（耐震継手）</u>	<u>（社）日本水道協会</u>	<p>第1節 適用 18-1-1 適用 【省略】</p> <p>第5節 管体工 18-5-1 一般事項</p> <p>1 一般事項については、17-5-1 一般事項の規定による。</p> <p>2 配管工事（切断・接合・組立）について、適切に作業を行うことができる十分な技能を有した配水管技能者（日本水道協会）又はこれと同等以上の資格を有する者を従事させなければならない。なお、資格種別については表 18-5-1 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 18-5-1 継手施工資格者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">証明する資格証等</th> <th style="text-align: center;">資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者（一般）</td> <td>配水管技能者登録証（一般継手）</td> <td>（社）日本水道協会（認定のみ）</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事配管技能検定会（ダクタイル鋳鉄配管コース）合格者</td> <td>給水装置工事配管技能検定会（ダクタイル鋳鉄配管コース）合格証書</td> <td>（財）給水工事技術振興財団</td> </tr> <tr> <td>配水管施工技能者</td> <td>配水管施工技能者資格認定証、又は配管技工（1級）資格認定証</td> <td>日本水道協会北海道地方支部</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了者</td> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了証書</td> <td>日本ダクタイル鉄管協会</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者	配水管技能者（一般）	配水管技能者登録証（一般継手）	（社）日本水道協会（認定のみ）	給水装置工事配管技能検定会（ダクタイル鋳鉄配管コース）合格者	給水装置工事配管技能検定会（ダクタイル鋳鉄配管コース）合格証書	（財）給水工事技術振興財団	配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定証、又は配管技工（1級）資格認定証	日本水道協会北海道地方支部	ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会	_____	_____	_____	<p>表内、字句の追加</p>
名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者																																				
配水管技能者（一般）	配水管技能者登録証（一般継手）	（社）日本水道協会（認定のみ）																																				
給水装置工事配管技能検定会（ダクタイル鋳鉄配管コース）合格者	給水装置工事配管技能検定会（ダクタイル鋳鉄配管コース）合格証書	（財）給水工事技術振興財団																																				
配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定証、又は配管技工（1級）資格認定証	日本水道協会北海道地方支部																																				
ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会																																				
<u>配水管技能者</u>	<u>配水管技能者登録証（耐震継手）</u>	<u>（社）日本水道協会</u>																																				
名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者																																				
配水管技能者（一般）	配水管技能者登録証（一般継手）	（社）日本水道協会（認定のみ）																																				
給水装置工事配管技能検定会（ダクタイル鋳鉄配管コース）合格者	給水装置工事配管技能検定会（ダクタイル鋳鉄配管コース）合格証書	（財）給水工事技術振興財団																																				
配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定証、又は配管技工（1級）資格認定証	日本水道協会北海道地方支部																																				
ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会																																				
_____	_____	_____																																				

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

19 農用地、草地工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 19-1-1 適用 【省略】</p> <p>第10節 石礫除去工 19-10-1 石礫除去工</p> <p>1 石礫除去</p> <p>(1) 受注者は、石礫除去に当たり、粒径の大きいものを優先排除しなければならないが、地表面に露出するか、又は耕土内にある巨礫あるいは地表下深い巨岩、巨礫については、工事監督員と協議の上、存置するか排除するか決めなければならない。</p> <p>(2) 除礫の対象とする礫の最小粒径は設計図書によるものとし、それ以下の粒径のものは土砂として扱う。</p> <p>(3) 受注者は、排礫の場合、付着土を極力分離して堆積場所まで運ばなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、<u>設計図書に示された無礫層深の確保が困難な場合は、含礫率調査を実施し</u>工事監督員と協議するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、堆積場所について、ほ場ごとに堆積位置計画図を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、排礫の堆積に当たり、礫以外の排除物と区分し、排除礫量が計測できるよう堆積しなければならない。</p> <p>(7) 排礫除去跡地は、できるだけ平らに均すものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 19-1-1 適用 【省略】</p> <p>第10節 石レキ除去工 19-10-1 石レキ除去工</p> <p>1 石レキ除去</p> <p>(1) 受注者は、石レキ除去に当たり、粒径の大きいものを優先排除しなければならないが、地表面に露出するか、又は耕土内にある巨レキあるいは地表下深い巨岩、巨レキについては、工事監督員と協議の上、存置するか排除するか決めなければならない。</p> <p>(2) 除レキの対象とするレキの最小粒径は設計図書によるものとし、それ以下の粒径のものは土砂として扱う。</p> <p>(3) 受注者は、排レキの場合、付着土を極力分離して堆積場所まで運ばなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、<u>作業に先立ち、ほ場の代表的な地点における含レキ率を調査し、</u>工事監督員と協議するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、堆積場所について、ほ場ごとに堆積位置計画図を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、排レキの堆積に当たり、レキ以外の排除物と区分し、排除レキ量が計測できるよう堆積しなければならない。</p> <p>(7) 排レキ除去跡地は、できるだけ平らに均すものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>〃</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

21 地すべり防止工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 21-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準「農地地すべり防止対策」 (平成16年3月)</p> <p>【省略】</p> <p>(12) 斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領 (平成28年3月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 21-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準「農地地すべり防止対策」 (平成16年3月)</p> <p>【省略】</p> <p>(12) 斜面防災対策技術協会 <u> </u>地すべり鋼管杭設計要領 (平成20年5月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正および追加</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

27 (付表)

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>付表—2</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">主任監督員</td> <td style="width: 15%;">監 督 員</td> <td style="width: 15%;">提出年月日</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>受注会社名</td> <td colspan="3">_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>現場代理人名</td> <td colspan="3">_____ 印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">工事名 ()</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="3">段 階 確 認 事 項</th> <th rowspan="2">実施希望日 及び場所</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 別</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注1：確認方法等の案を記載のこと。</p> <hr/> <p>上記の段階確認について、以下の通り実施します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>実施担当者名</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>その他 </td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/>臨 場 <input type="checkbox"/>机上 (書類提示) </td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/>設計図書 <input type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類 </td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="4">_____</td> </tr> </table> <hr/> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 結 果</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">主任監督員</td> <td style="width: 15%;">監 督 員</td> <td style="width: 15%;">現場代理人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>年 月 日 実施の段階について別紙検測結果のとおり、</p> <p><input type="checkbox"/>規格値内であり、適切に施工されている。(□補助監督員等からの連絡を含む)</p> <p><input type="checkbox"/>確認が必要である。(□連絡があり再確認が必要)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="width: 15%;">協議年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td colspan="4">記載内容</td> </tr> <tr> <td>再確認年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>実施担当者名</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>机上 (書類提示) </td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/>設計図書 <input type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類 </td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="4">_____</td> </tr> </table> <p>(主旨)</p> <p>本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける場合に、事前に提出するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 該当する□にレを記入すること。 本様式は、現場代理人が保管することとし、工事監督員の請求があった場合は提示すること。 段階確認の結果及び指示事項については、野帳の写しや工事施工協議簿等にて明らかにすること。 	主任監督員	監 督 員	提出年月日	年	月	日			受注会社名	_____					現場代理人名	_____ 印			No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容	工 種	細 別	確認事項	1						2						3						4						5						実施年月日	年	月	日	実施担当者名	実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他				実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)				必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類				特記事項	_____				主任監督員	監 督 員	現場代理人					協議年月日	年	月	日	協議事項	記載内容				再確認年月日	年	月	日	実施担当者名	実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)				必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類				特記事項	_____				<p>付表—2</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">主任監督員</td> <td style="width: 15%;">監 督 員</td> <td style="width: 15%;">提出年月日</td> <td style="width: 15%;">平成</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>受注会社名</td> <td colspan="3">_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>現場代理人名</td> <td colspan="3">_____ 印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">工事名 ()</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="3">段 階 確 認 事 項</th> <th rowspan="2">実施希望日 及び場所</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 別</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注1：確認方法等の案を記載のこと。</p> <hr/> <p>上記の段階確認について、以下の通り実施します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施年月日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>実施担当者名</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>その他 </td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/>臨 場 <input type="checkbox"/>机上 (書類提示) </td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/>設計図書 <input type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類 </td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="5">_____</td> </tr> </table> <hr/> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 結 果</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">主任監督員</td> <td style="width: 15%;">監 督 員</td> <td style="width: 15%;">現場代理人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>平成 年 月 日 実施の段階について別紙検測結果のとおり、</p> <p><input type="checkbox"/>規格値内であり、適切に施工されている。(□補助監督員等からの連絡を含む)</p> <p><input type="checkbox"/>確認が必要である。(□連絡があり再確認が必要)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="width: 15%;">協議年月日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td colspan="5">記載内容</td> </tr> <tr> <td>再確認年月日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>実施担当者名</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>机上 (書類提示) </td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/>設計図書 <input type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類 </td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="5">_____</td> </tr> </table> <p>(主旨)</p> <p>本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける場合に、事前に提出するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 該当する□にレを記入すること。 本様式は、現場代理人が保管することとし、工事監督員の請求があった場合は提示すること。 段階確認の結果及び指示事項については、野帳の写しや工事施工協議簿等にて明らかにすること。 	主任監督員	監 督 員	提出年月日	平成	年	月	日			受注会社名	_____					現場代理人名	_____ 印			No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容	工 種	細 別	確認事項	1						2						3						4						5						実施年月日	平成	年	月	日	実施担当者名	実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他					実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)					必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類					特記事項	_____					主任監督員	監 督 員	現場代理人					協議年月日	平成	年	月	日	協議事項	記載内容					再確認年月日	平成	年	月	日	実施担当者名	実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)					必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類					特記事項	_____					<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>
主任監督員	監 督 員	提出年月日	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																					
		受注会社名	_____																																																																																																																																																																																																																																																							
		現場代理人名	_____ 印																																																																																																																																																																																																																																																							
No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容																																																																																																																																																																																																																																																					
	工 種	細 別	確認事項																																																																																																																																																																																																																																																							
1																																																																																																																																																																																																																																																										
2																																																																																																																																																																																																																																																										
3																																																																																																																																																																																																																																																										
4																																																																																																																																																																																																																																																										
5																																																																																																																																																																																																																																																										
実施年月日	年	月	日	実施担当者名																																																																																																																																																																																																																																																						
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																																																																																																									
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																																																																																																									
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																																																																																																									
特記事項	_____																																																																																																																																																																																																																																																									
主任監督員	監 督 員	現場代理人																																																																																																																																																																																																																																																								
	協議年月日	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																						
協議事項	記載内容																																																																																																																																																																																																																																																									
再確認年月日	年	月	日	実施担当者名																																																																																																																																																																																																																																																						
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																																																																																																									
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																																																																																																									
特記事項	_____																																																																																																																																																																																																																																																									
主任監督員	監 督 員	提出年月日	平成	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																				
		受注会社名	_____																																																																																																																																																																																																																																																							
		現場代理人名	_____ 印																																																																																																																																																																																																																																																							
No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容																																																																																																																																																																																																																																																					
	工 種	細 別	確認事項																																																																																																																																																																																																																																																							
1																																																																																																																																																																																																																																																										
2																																																																																																																																																																																																																																																										
3																																																																																																																																																																																																																																																										
4																																																																																																																																																																																																																																																										
5																																																																																																																																																																																																																																																										
実施年月日	平成	年	月	日	実施担当者名																																																																																																																																																																																																																																																					
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																																																																																																									
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																																																																																																									
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																																																																																																									
特記事項	_____																																																																																																																																																																																																																																																									
主任監督員	監 督 員	現場代理人																																																																																																																																																																																																																																																								
	協議年月日	平成	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																					
協議事項	記載内容																																																																																																																																																																																																																																																									
再確認年月日	平成	年	月	日	実施担当者名																																																																																																																																																																																																																																																					
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																																																																																																									
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																																																																																																									
特記事項	_____																																																																																																																																																																																																																																																									

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																																																																								
<p>付表—2</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回) (記 載 例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">主任監督員</td> <td style="width: 15%;">監 督 員</td> <td style="width: 15%;">提出年月日 <u> </u> 年 月 日</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>受注会社名 <u>〇〇株式会社</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>現場代理人名 <u>〇 〇 〇 〇</u> 印</td> <td></td> </tr> </table> <p>工事名 () <u>道営〇〇〇事業 〇〇地区 〇〇工区工事</u></p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="3">段 階 確 認 事 項</th> <th rowspan="2">実施希望日 及び場所</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 別</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>橋台工</td> <td>橋台躯体</td> <td>位置</td> <td>7/1 第1号橋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>支持力</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：確認方法等の案を記載のこと。</p> <hr/> <p>上記の段階確認について、以下の通り実施します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施年月日</td> <td><u> </u> 年 月 日</td> <td>実施担当者名</td> <td><u>△△ △△</u></td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td><input type="checkbox"/>臨 場 <input type="checkbox"/>机上 (書類提示)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input type="checkbox"/>設計図書 <input type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 結 果</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">主任監督員</td> <td style="width: 15%;">監 督 員</td> <td style="width: 15%;">現場代理人</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><u> </u> 年 月 日 実施の段階について別紙検測結果のとおり、 <input type="checkbox"/>規格値内であり、適切に施工されている。(<input type="checkbox"/>補助監督員等からの連絡を含む) <input checked="" type="checkbox"/>確認が必要である。(<input type="checkbox"/>連絡があり再確認が必要)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>協議年月日</td> <td><u> </u> 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>記載者</td> <td>記載内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>監督員</td> <td>別紙検測結果のとおり、〇〇〇について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。</td> </tr> <tr> <td>再確認年月日</td> <td><u> </u> 年 月 日</td> <td>実施担当者名 <u>△△ △△</u></td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>机上 (書類提示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>設計図書 <input checked="" type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(主旨) 本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける場合に、事前に提出するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 該当する□にレを記入すること。 本様式は、現場代理人が保管することとし、工事監督員の請求があった場合は提示すること。 段階確認の結果及び指示事項については、野帳の写しや工事施工協議簿等にて明らかにすること。 <p>【省略】</p>	主任監督員	監 督 員	提出年月日 <u> </u> 年 月 日				受注会社名 <u>〇〇株式会社</u>				現場代理人名 <u>〇 〇 〇 〇</u> 印		No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容	工 種	細 別	確認事項	1	橋台工	橋台躯体	位置	7/1 第1号橋		2			支持力	〃		3						4						5						実施年月日	<u> </u> 年 月 日	実施担当者名	<u>△△ △△</u>	実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類			特記事項				主任監督員	監 督 員	現場代理人							協議年月日	<u> </u> 年 月 日	協議事項	記載者	記載内容		監督員	別紙検測結果のとおり、〇〇〇について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。	再確認年月日	<u> </u> 年 月 日	実施担当者名 <u>△△ △△</u>	実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)		必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類		特記事項			<p>付表—2</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回) (記 載 例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">主任監督員</td> <td style="width: 15%;">監 督 員</td> <td style="width: 15%;">提出年月日 <u>平成</u> 年 月 日</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>受注会社名 <u>〇〇株式会社</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>現場代理人名 <u>〇 〇 〇 〇</u> 印</td> <td></td> </tr> </table> <p>工事名 () <u>道営〇〇〇事業 〇〇地区 〇〇工区工事</u></p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="3">段 階 確 認 事 項</th> <th rowspan="2">実施希望日 及び場所</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 別</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>橋台工</td> <td>橋台躯体</td> <td>位置</td> <td>7/1 第1号橋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>支持力</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：確認方法等の案を記載のこと。</p> <hr/> <p>上記の段階確認について、以下の通り実施します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施年月日</td> <td><u>平成</u> 年 月 日</td> <td>実施担当者名</td> <td><u>△△ △△</u></td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td><input type="checkbox"/>臨 場 <input type="checkbox"/>机上 (書類提示)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input type="checkbox"/>設計図書 <input type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 結 果</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">主任監督員</td> <td style="width: 15%;">監 督 員</td> <td style="width: 15%;">現場代理人</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><u>平成</u> 年 月 日 実施の段階について別紙検測結果のとおり、 <input type="checkbox"/>規格値内であり、適切に施工されている。(<input type="checkbox"/>補助監督員等からの連絡を含む) <input checked="" type="checkbox"/>確認が必要である。(<input type="checkbox"/>連絡があり再確認が必要)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>協議年月日</td> <td><u>平成</u> 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>記載者</td> <td>記載内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>監督員</td> <td>別紙検測結果のとおり、〇〇〇について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。</td> </tr> <tr> <td>再確認年月日</td> <td><u>平成</u> 年 月 日</td> <td>実施担当者名 <u>△△ △△</u></td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>机上 (書類提示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>設計図書 <input checked="" type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(主旨) 本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける場合に、事前に提出するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 該当する□にレを記入すること。 本様式は、現場代理人が保管することとし、工事監督員の請求があった場合は提示すること。 段階確認の結果及び指示事項については、野帳の写しや工事施工協議簿等にて明らかにすること。 <p>【省略】</p>	主任監督員	監 督 員	提出年月日 <u>平成</u> 年 月 日				受注会社名 <u>〇〇株式会社</u>				現場代理人名 <u>〇 〇 〇 〇</u> 印		No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容	工 種	細 別	確認事項	1	橋台工	橋台躯体	位置	7/1 第1号橋		2			支持力	〃		3						4						5						実施年月日	<u>平成</u> 年 月 日	実施担当者名	<u>△△ △△</u>	実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類			特記事項				主任監督員	監 督 員	現場代理人							協議年月日	<u>平成</u> 年 月 日	協議事項	記載者	記載内容		監督員	別紙検測結果のとおり、〇〇〇について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。	再確認年月日	<u>平成</u> 年 月 日	実施担当者名 <u>△△ △△</u>	実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)		必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類		特記事項			<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>
主任監督員	監 督 員	提出年月日 <u> </u> 年 月 日																																																																																																																																																																																																								
		受注会社名 <u>〇〇株式会社</u>																																																																																																																																																																																																								
		現場代理人名 <u>〇 〇 〇 〇</u> 印																																																																																																																																																																																																								
No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容																																																																																																																																																																																																					
	工 種	細 別	確認事項																																																																																																																																																																																																							
1	橋台工	橋台躯体	位置	7/1 第1号橋																																																																																																																																																																																																						
2			支持力	〃																																																																																																																																																																																																						
3																																																																																																																																																																																																										
4																																																																																																																																																																																																										
5																																																																																																																																																																																																										
実施年月日	<u> </u> 年 月 日	実施担当者名	<u>△△ △△</u>																																																																																																																																																																																																							
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																																																									
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																																																									
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																																																									
特記事項																																																																																																																																																																																																										
主任監督員	監 督 員	現場代理人																																																																																																																																																																																																								
	協議年月日	<u> </u> 年 月 日																																																																																																																																																																																																								
協議事項	記載者	記載内容																																																																																																																																																																																																								
	監督員	別紙検測結果のとおり、〇〇〇について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。																																																																																																																																																																																																								
再確認年月日	<u> </u> 年 月 日	実施担当者名 <u>△△ △△</u>																																																																																																																																																																																																								
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																																																									
必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																																																									
特記事項																																																																																																																																																																																																										
主任監督員	監 督 員	提出年月日 <u>平成</u> 年 月 日																																																																																																																																																																																																								
		受注会社名 <u>〇〇株式会社</u>																																																																																																																																																																																																								
		現場代理人名 <u>〇 〇 〇 〇</u> 印																																																																																																																																																																																																								
No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容																																																																																																																																																																																																					
	工 種	細 別	確認事項																																																																																																																																																																																																							
1	橋台工	橋台躯体	位置	7/1 第1号橋																																																																																																																																																																																																						
2			支持力	〃																																																																																																																																																																																																						
3																																																																																																																																																																																																										
4																																																																																																																																																																																																										
5																																																																																																																																																																																																										
実施年月日	<u>平成</u> 年 月 日	実施担当者名	<u>△△ △△</u>																																																																																																																																																																																																							
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																																																									
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																																																									
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																																																									
特記事項																																																																																																																																																																																																										
主任監督員	監 督 員	現場代理人																																																																																																																																																																																																								
	協議年月日	<u>平成</u> 年 月 日																																																																																																																																																																																																								
協議事項	記載者	記載内容																																																																																																																																																																																																								
	監督員	別紙検測結果のとおり、〇〇〇について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。																																																																																																																																																																																																								
再確認年月日	<u>平成</u> 年 月 日	実施担当者名 <u>△△ △△</u>																																																																																																																																																																																																								
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																																																									
必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																																																									
特記事項																																																																																																																																																																																																										

新 旧 对 照 表

28 (参考資料)

改 正	現 行	備 考																																																				
<p>一時保管の看板記載例について（参考）</p> <p>1. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、発生木材、汚泥等の産業廃棄物を工事期間中に受注者が一時保管する場合</p> <table border="1" data-bbox="166 443 1086 663"> <tr><th colspan="2">産業廃棄物の一時保管場所</th></tr> <tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td></tr> <tr><td>保管の期間</td><td>___年 月 日 ~ ___年 月 日</td></tr> <tr><td>管理者名</td><td>〇〇建設(株) 担当者 〇〇 〇〇</td></tr> <tr><td>連絡先</td><td>TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</td></tr> <tr><td>最大積上げ高さ</td><td></td></tr> <tr><td>保管（可能）量</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">120 cm以上</p> <p>※ 文字は黒色、下地は白色で鮮明な字体であることとし、材質は十分な強度を有するものであること。 ※ 最大積み上げ高さについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」及び「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」（北海道環境生活部）を参照すること。 ※ 保管量については、産業廃棄物の搬入・搬出があり保管量が増減する場合は保管可能量として記載すること。</p> <p>2. 建設副産物（建設発生土、すき取り土等の有価物）を必要に応じて一時保管する場合</p> <table border="1" data-bbox="166 1037 1086 1226"> <tr><th colspan="2">建設副産物の一時保管場所</th></tr> <tr><td>保管目的</td><td></td></tr> <tr><td>建設副産物の種類</td><td></td></tr> <tr><td>保管の期間</td><td>___年 月 日 ~ ___年 月 日</td></tr> <tr><td>管理者名</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">120 cm以上</p> <p>一時保管看板の記載例</p> <p>① 保管目的 ___〇〇年度〇〇工事で発生した建設発生土を ___△△年度施工予定の□□工事で（ドレーン材料、盛土材料、基礎材料、埋戻し材料）に再利用するため下記の期間、保管するものです。</p> <p>② 管理者名 〇〇（総合）振興局長（支出負担行為者）を記載する。</p> <p>③ 連絡先 産業振興部（整備課・農村振興課 〇〇耕地出張所） 〇〇係 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p> <p>【省略】</p>	産業廃棄物の一時保管場所		産業廃棄物の種類		保管の期間	___年 月 日 ~ ___年 月 日	管理者名	〇〇建設(株) 担当者 〇〇 〇〇	連絡先	TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	最大積上げ高さ		保管（可能）量		建設副産物の一時保管場所		保管目的		建設副産物の種類		保管の期間	___年 月 日 ~ ___年 月 日	管理者名		連絡先		<p>一時保管の看板記載例について（参考）</p> <p>1. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、発生木材、汚泥等の産業廃棄物を工事期間中に受注者が一時保管する場合</p> <table border="1" data-bbox="1421 443 2341 663"> <tr><th colspan="2">産業廃棄物の一時保管場所</th></tr> <tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td></tr> <tr><td>保管の期間</td><td>平成 ___年 月 日 ~ 平成 ___年 月 日</td></tr> <tr><td>管理者名</td><td>〇〇建設(株) 担当者 〇〇 〇〇</td></tr> <tr><td>連絡先</td><td>TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</td></tr> <tr><td>最大積上げ高さ</td><td></td></tr> <tr><td>保管（可能）量</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">120 cm以上</p> <p>※ 文字は黒色、下地は白色で鮮明な字体であることとし、材質は十分な強度を有するものであること。 ※ 最大積み上げ高さについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」及び「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」（北海道環境生活部）を参照すること。 ※ 保管量については、産業廃棄物の搬入・搬出があり保管量が増減する場合は保管可能量として記載すること。</p> <p>2. 建設副産物（建設発生土、すき取り土等の有価物）を必要に応じて一時保管する場合</p> <table border="1" data-bbox="1421 1037 2341 1226"> <tr><th colspan="2">建設副産物の一時保管場所</th></tr> <tr><td>保管目的</td><td></td></tr> <tr><td>建設副産物の種類</td><td></td></tr> <tr><td>保管の期間</td><td>平成 ___年 月 日 ~ 平成 ___年 月 日</td></tr> <tr><td>管理者名</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">120 cm以上</p> <p>一時保管看板の記載例</p> <p>① 保管目的 平成 ___〇〇年度〇〇工事で発生した建設発生土を 平成 ___△△年度施工予定の□□工事で（ドレーン材料、盛土材料、基礎材料、埋戻し材料）に再利用するため下記の期間、保管するものです。</p> <p>② 管理者名 〇〇（総合）振興局長（支出負担行為者）を記載する。</p> <p>③ 連絡先 産業振興部（整備課・農村振興課 〇〇耕地出張所） 〇〇係 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p> <p>【省略】</p>	産業廃棄物の一時保管場所		産業廃棄物の種類		保管の期間	平成 ___年 月 日 ~ 平成 ___年 月 日	管理者名	〇〇建設(株) 担当者 〇〇 〇〇	連絡先	TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	最大積上げ高さ		保管（可能）量		建設副産物の一時保管場所		保管目的		建設副産物の種類		保管の期間	平成 ___年 月 日 ~ 平成 ___年 月 日	管理者名		連絡先		<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>
産業廃棄物の一時保管場所																																																						
産業廃棄物の種類																																																						
保管の期間	___年 月 日 ~ ___年 月 日																																																					
管理者名	〇〇建設(株) 担当者 〇〇 〇〇																																																					
連絡先	TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇																																																					
最大積上げ高さ																																																						
保管（可能）量																																																						
建設副産物の一時保管場所																																																						
保管目的																																																						
建設副産物の種類																																																						
保管の期間	___年 月 日 ~ ___年 月 日																																																					
管理者名																																																						
連絡先																																																						
産業廃棄物の一時保管場所																																																						
産業廃棄物の種類																																																						
保管の期間	平成 ___年 月 日 ~ 平成 ___年 月 日																																																					
管理者名	〇〇建設(株) 担当者 〇〇 〇〇																																																					
連絡先	TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇																																																					
最大積上げ高さ																																																						
保管（可能）量																																																						
建設副産物の一時保管場所																																																						
保管目的																																																						
建設副産物の種類																																																						
保管の期間	平成 ___年 月 日 ~ 平成 ___年 月 日																																																					
管理者名																																																						
連絡先																																																						

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----